

3月27日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時26分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、お手元に配付しています議事日程のとおりであります。

ただいま里山議員より、3月6日の会議における発言について訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

○13番（里山和子君） 3月6日に採択されました議案第16号 始良市税条例の一部を改正する条例の件についての反対討論の中で、県たばこ税の一部を市たばこ税に委譲することの影響額が5,500万あり、条例の新旧対照表を比較してみましたところ、住民負担も増額するかと誤解しておりました。

たばこ税と退職所得にかかる個人住民税と市民税の均等割の影響額を、合計で7,300万円の市民増税と言っておりましたが、個人住民税と市民税の合計1,800万の市民増税でありましたので、おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで里山議員の発言を終わります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、議案第13号 始良市環境基本条例制定の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第13号 始良市環境基本条例制定の件の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月7日、23日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

本市では、総合計画に環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまちが掲げられ、また3月に国立公園に指定されました。本条例は、住民に環境への意識を持っていただき、かけがえのない地域の自然環境と社会経済活動との調和を図り、環境負荷の少ないまちづくりを推進していくため、環境に関する施策の指針として制定されるものです。

以上のような説明を受けまして、質疑に入り、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、今回の基本条例は理念を表すもので、基本計画で具体的な罰則等のある規制をするのか。答弁、罰則について、環境基本条例を定めた後、環境基本計画の中で区域や時期等を定めていきます。

質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号 始良市環境基本条例制定の件は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号 始良市環境基本条例制定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第13号 始良市環境基本条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件について、委員会は3月9日、12日及び23日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その主なる経過と結果について報告いたします。

この条例は、集落の維持・存続が危惧される中山間地域等に移住し定住しようとする転入者に対し、定住促進を図る助成措置を講じ、本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進するために制定するものです。

助成内容は、本市外から移住定住の目的に転入してきた方に対して、住宅等取得補助金200万円、住宅増改築補助金100万円、子どもの補助金50万円を限度に、それぞれ助成するものです。

なお、補助対象期間については本年4月1日から平成27年3月31日まで、対象地区については集落の維持・存続が危惧される中山間地域等に位置し、少子高齢化が特に進んでいる小学校としています。

主な質疑は、補助対象を広げたときに何か支障が出てきますか。答弁、区域の線引きの問題と財政的な問題が発生します。3年後にこの制度をどうするかを検討（廃止・存続・拡充）する意味で時限立法にしております。

質疑、財政の問題は、人口増・学校存続を考えるとカバーできるのではないか。答弁、企画サイドとしては、多くの人に移住定住してほしいと思っているが、財政サイドから考えると200万円という大きな補助はどうしても線引きをせざるを得ないといったところです。

以上で質疑を終了しました。

委員より、補助対象地区の設定について、条例第1条（目的）にある中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進するとあることから、第4条に次のただし書きを加え、修正案が提出されました。

「ただし、別表第2に掲げる補助対象地区以外で、市長が第1条に規定する目的の達成ために、この条例の適用が必要と認める地域については、補助対象地区とするものとする。」このことにより、補助対象地区外で集落維持に困難なところを救済することができるとの理由から提出されたものです。

質疑の後、討論に入りましたが討論はありませんでした。

採決に入り、まず委員から提出された修正案について採決を行い、委員全員賛成し、可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決し、委員全員賛成で原案のとおり可決されました。よって、議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件は、修正可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件の採決を行います。本件に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した分部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

したがって、議案第14号 始良市移住定住促進条例制定の件は修正可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第3、議案第15号 始良市民農園条例制定の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登 壇

産業文教常任委員会に付託されました議案第15号 始良市民農園条例制定の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、24年3月7日、9日、そして14日に開催し、担当部長並びに関係職員の出席を求め、現地を含めて詳細に審査いたしました。

市民農園設置の目的及び事業並びに使用に当たっての遵守事項にかかる説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、農薬は使用できないということであるが、消毒した種子は使用できないのか。答弁、有機農業でも消毒した種子は使っているようです。現地では農薬の使用を禁止しようと考えています。

質疑、市民農園の場所がわかりにくいと思われる。場所の周知はどうするのか。また、水道も管理が必要ではないか。いつから開始を見込んでいるのか。答弁、市民農園の場所の周知はしっかり行います。まち場に近いため、場所がわかれば利用者も多くなると思います。水道の使用については、注意していきたいと思っております。また、供用開始は10月か11月を予定しています。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第15号 始良市民農園条例制定の件は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号 始良市民農園条例制定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第15号 始良市民農園条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第4、議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月9日、23日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

説明として、始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、第5期の事業計画に基づき、第1号保険者の保険料率について基準額となる第4段階を月額4,340円、年額5万2,100円とし、第1段階が

ら第6段階までの額を改定するものです。

いずれのような説明を受けまして、質疑を受けましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 議案第19号 介護保険条例の一部改正に反対の討論を行います。

65歳以上の第1号保険料は、3年ごとに市町村が改定を行います。今回の法の改定で、保険料の大幅な引き上げを抑えるために、基金を取り崩す規定を設けました。県の財政安定化基金を59.2%、そして市町村の介護給付費準備基金は63%を取り崩し、その保険料を現在の平均月額4,000円から4,340円とするものであります。年額5万2,100円となりまして、8.5%の引き上げになります。

高齢者から取り立て、貯め込んだ基金を活用することは当然でございますが、介護保険料上昇の根本的な解決策とはなり得ません。国の負担率をふやし、保険料の減免制度を求めると同時に、保険者から徴収し過ぎた保険料を積み立てている介護給付費準備基金は全額取り崩し、保険料の引き上げをもっと軽減すべきであるという立場で反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第19号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第5、議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件について、委員会は3月9日、12日及び23日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その主なる経過と結果について報告いたします。

平成22年12月に議決して制定した始良市過疎地域自立促進計画について一部変更を行うものであり、今回の変更は第6次産業維持事業及び中山間移住定住促進事業の追加で、今後の蒲生地区における重要施策について盛り込んでいるものであります。

主な質疑は、質疑、6次産業の定義と6次産業としてどんなものを作り出していくかという具体的なものがあるか。答弁、1次産業（農業）と2次産業（加工・製造業）、3次産業（サービス業）の数字を足して6次産業としています。生産から加工、販売まで総合的に行う産業として6次産業と呼んでいます。今考えているところでは、漆のエンドウ豆を使ったみそとWスタミナみそをメインに、後から出たアイデアを継ぎ足していこうと考えています。また、蒲生でのノウハウを加治木や始良地区でも生かしていこうと考えています。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部を変更する件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第35号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

○議長（兼田勝久君） まず総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算のうち、所管部門について、

当委員会は、3月7日、8日、9日、12日及び23日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求め審査しましたので、その主なる経過と結果について報告いたします。

まず議会です。

議会費の予算の主なもの、議会報酬等の経費、各常任委員会の所管事務調査及び議長会等の旅費、議会だより等印刷並びに議会会議録の反訳に要する経費です。前年度と比較し、4,388万4,000円の減の主な理由は、議員共済会負担金の負担率軽減によるものです。特に報告するような質疑はありませんでした。

総務課、一般管理費の主なもの、特別職及び職員の人件費のほか、行政連絡員関連経費、本庁・出張所の関連経費、職員福利厚生費及び職員研修費等を計上しています。出張所維持管理、行政連絡員関連（始良）、文化会館管理運営、地域づくり自治活動補助金（始良）等の事業があります。

質疑、加音ホールの修繕は計画修繕と思うがどれくらい続くのか。答弁、修繕の中身は、雨漏り、消防からの指摘があった排煙装置、電源関係の装置の修繕であります。今後、また実施計画を踏まえ計画的に修繕を行っていきたい。

質疑、自治公民館放送施設設置補助金はどこが対象か。答弁、自治公民館放送施設設置補助金は始良地区6自治会への補助金です。三拾町、積善、奥山花、並木東、鍋倉、城瀬の公民館です。

秘書広報課、一般管理費で、その主なもの、文書広報費の広報誌の発行、ホームページの管理運営に要する経費及び文書管理等の事務に要する経費、特別職報酬等審議会10人、始良地区の行政連絡員116人及び産業医1人の各審議会等に要する経費を計上しました。文化会館「加音ホール」の館内排煙装置修理、屋根防水改修工事及び直流電源装置更新等の修繕料です。新規の事業としては、文書管理システム管理事業などがあります。

質疑、市報あいらの印刷部数2万8,500部は、世帯数に比べると少ないのではないか。全戸に配付はされないのか。答弁、2万8,500部というのは、各自治会に配付しているのが2万7,000部と公共施設に配付する分をあわせての数字です。自治会未加入世帯への配付は行われていないのが現状です。

現在の配付方法としては、自治会組織にお願いして配付しており、市内のコンビニエンスストアに置かせてもらうという方法を検討しています。また、市町村によっては未加入者にメール便で配達しているところもあるようで、これも検討課題とっております。行政連絡員の会の中で、未加入者に対する配付についても検討していただきたいとっております。

財政課、財政管理費は、予算及び決算の調整並びに地方公会計制度導入に要する経費で、主なものは財務諸表作成事業、始良庁舎、普通財産、公用車等の維持管理に要する経費を計上しました。また、水道事業会計への繰出金、蒲生地区の無水源地域簡易水道整備事業にかかわる元利償還金及び水道事業部職員の子ども手当の繰出も計上。始良庁舎維持管理の事業や普通財産維持管理事業、公用車集中管理事業（始良本庁舎）、公共用地利用促進事業などがあります。

質疑、財産管理費、修繕料619万円の庁舎修繕料と普通財産修繕の内容を示せ。答弁、庁舎修理300万円のうち、150万円は2号館空調機の修繕で、通常の前備的修繕が150万円です。普通財産修繕240万円のうち、200万円は始良ニュータウンに4自治会ありますが、その4つの建物が市の建物になっております。1施設50万円の限度において修繕を行い、寄附採納をすることとしております。

危機管理課、交通安全対策費は、交通事故の防止及び円滑な道路交通を確保するための安全施設整備や交通教室の普及徹底など事故防止対策を推進する経費、報償費は、交通教室参加者に夜光反射たすき等を配付する経費で、備品購入費は、JAあいら交通事故対策事業支援金を活用し、交通教室用

模擬信号機（LED、コードレス）一式及び模擬道路標識セット一式並びに加治木・蒲生総合支所に交通安全指導車（軽貨物車）2台を購入するものです。

質疑、JAあいら交通事故対策支援金は毎年出るのか。答弁、JAの事業で、24年度は市町村に対して交通事故対策事業支援金という形で支援を行いますが、25年度は未定です。

税務課、税務総務費は、税務職員人件費並びに委員会等関係経費並びに管理等に要する経費で、始良、伊佐地区地方税協議会、軽自動車税申告事務負担金、給与支払い報告書等統合印刷費用負担金、国分たばこ税連絡協議会負担金等です。

質疑、24年度は固定資産の評価替えにあるため5%程度調定が低くなると予想されているが、税金は安くなるのか。答弁、5%は調定額が落ちるということで、収納率96%を見込んでおります。土地については下落傾向にありますので、この中の1%程度を見込んでおります。建物については、新築、増築がありますので若干の増収がありますが、減価償却がありますので落ちます。それが4%と見ておりますので、土地と家屋で5%程度の評価額が下がるということでありまして、1億5,000万円程度落ちると見ております。

収納管理課、賦課徴収費は、市税の賦課徴収に必要な関係経費で、土地評価のシステム事務委託料、給報等データ入力業務委託料、地籍集成図異動修正委託料を計上しました。主な経費は、市税過誤納還付金、収納一般管理費（収納臨時職員賃金ほか）などです。

質疑、徴収率はどのように算出しているか。答弁、滞納繰越分の徴収率の出し方は、昨年も同率で算出しております。雇用状況、経済状況が影響しますが、基本的には公平公正に徴収することが大切と考えています。2月末では、個人市民税21.3%、法人税11.0%、固定資産税17.7%、軽自動車税22.5%、都市計画税17.8%を徴収しております。滞納繰越については低く見積もり、留保財源としております。国保税を含む延滞金だけでも3,500万円になり、総額にしますと3億を超える徴収を行っております。公売もやって、意識の改革にもつながっていると思います。

選挙管理委員会、選挙費は、平成24年7月27日任期満了の鹿児島県知事選挙及び平成24年8月7日任期満了の海区漁業調整委員会選挙にかかる経費を計上しました。主な経費は、県知事選挙費と海区漁業調整委員会の選挙費です。

質疑、当日投票システムの概要と、そのシステム導入によりどれくらいの削減効果があるのか。答弁、期日前投票は、はがきについてのバーコードで受付処理をしていましたが、その方式を選挙当日も使用し、時間短縮と事務従事者の削減、チェック間違いのミスをなくすものです。58カ所の投票所のうち、有権者の多い25カ所（1,000人以上）でそのシステムを導入するものです。

今回の予算では、人件費の削減はしておりません。その理由としては、初めての導入ですので間違いのないように帳簿によるチェックと二重体制にしています。次回から善処したい。

監査委員会、監査委員費は、監査委員の活動経費と経常事務費を計上しました。内容は、4月に奄美市で行われる鹿児島県各市監査委員会総会及び研修会と、10月に高松市で行われる西日本都市監査事務研修会への旅費と費用弁償です。

特に報告するような質疑はありませんでした。

企画政策課、企画費の第1次始良市総合計画に合わせて新市の情報を発信するための市勢要覧の改定のための経費、本庁と加治木・蒲生総合支所を結ぶバス運行を含めた地域における公共交通を維持するための経費、また男女共同参画社会の実現に向けての経費や男女共同参画基本計画を策定するための経費を計上しました。主な経費は、公共交通対策事業、コミュニティビジョン策定事業等です。

質疑、新規事業のコミュニティビジョン策定事業は、始良市の新しいコミュニティ制度について考えていこうということですが、その内容を問う。答弁、加治木は校区公民館、始良は自治会という単位での活動、蒲生は地区公民館という形での活動で、それぞればらばらであります。総合計画の中でも、市民、行政が協力し合って一体感あふれるまちということで、共生協働というキーワードで推進すると掲げており、市民が主体となった地域づくり、地域の自主的な活動と活性化を促進することで、新たな地域コミュニティの組織に統一をする。その方針をコミュニティビジョンとして作成していきたい。

情報政策課、情報管理費は住民基本台帳、市税、福祉及び財務会計等の各種電子計算システム全般の安定・確実な運用により、住民サービスと事務効率の向上をはかるとともに、システム並びに関連機器の維持管理に要する経費を計上しました。主な経費は、通信運搬費、電算機保守業務委託料です。

質疑、GIS（地理情報システム）管理事業の概要を問う。答弁、航空写真に絵図が合体したようなもので、打ち出すデータはラスターデータということで、粗い絵で倍率を上げるとずれ込みが出てきますので、出したデータは正確なものではありません。絵として見ていただきます。市民に出すデータではなく、会議などでの位置確認や基礎データとして使うものです。5年間のリースを考えております。

商工観光課、商工総務費は、職員人件費及び公用車の購入費、消費者の安全を確保するための消費生活センター業務に要する経費を計上。消費者行政活性化事業、職員人件費等です。

商工振興費は、商工業者の育成及び商工業振興を図るため商工会育成補助金、夏祭り、あいらふるさとまつりを開催するための補助金、企業誘致、企業立地を進めるために必要な経費及びふるさとハローワーク設置に要する経費等を計上しました。主な経費は、夏祭り補助金、市商工会育成補助金等です。

観光費は、あいらびゅー号運行委託料、観光基本計画策定に要する経費、ご当地グルメフェア実施に要する経費、海水浴場の開設等に必要な経費、竜門滝周辺、住吉池公園の整備を図るための工事費と、観光地の清掃等に要する経費、観光施設等の維持・PRに要する経費及び日本女子プロゴルフトーナメント事業に要する経費等を計上しました。主な経費は、ご当地グルメフェア実施事業や指定管理料等です。

質疑、あいらびゅー号の乗車料金500円は変わらないのか、その収入は委託業者に入るのか。答弁、500円は、保険料と資料代という名目でいただいておりますが、今年度は逆効果にならないように500円のままです。500円のうちに、300円は市収入として委託料のほうから差し引いて委託します。

質疑、ふるさとハローワークの運営状況を問う。答弁、昨年3月にオープンしまして、利用状況は2月末で2万3,155人パソコンで検索をされております。1日当たり100人を超え、多い時では130から140人が利用されております。窓口対応を4名（当初2名）で行い、就業者が1,033人あったと聞いております。

質疑、重富海岸の整備基本計画は主にどのような整備をされるのか。答弁、重富海岸が国立公園に指定されますので、ビジターセンターの設置が喫緊の課題ですが、こちらは環境省が主体となって動きます。観光客もふえることが予想されますので、現在の海水浴の駐車場で足りるのか、また進入路の問題などいろいろな観点から検討するために整備基本計画を策定するものです。

会計課、会計管理費は、一般会計及び特別会計の収納事務、支払い事務、支出命令書の審査事務等に要する経費を計上しました。主な経費は、会計管理経費であります。

特に報告するような質疑はありませんでした。

行政改革推進課、一般管理費は、行政改革推進委員会委員（13名）の報酬と指定管理候補者選定等委員会委員（6人）の出席謝金等の計上です。

質疑、23年度から24年度にかけての具体的な削減効果の見込みは。答弁、実施計画の中で数字的に表しているのは、職員6名分の削減の人員費の5,476万円4,000円と始良市が持っております未利用の土地売却1,600万円を、大まかではありますが上げております。

加治木総合支所、加治木総合支所費は、地域振興課職員の人員費のほか、行政連絡員関連経費や庁舎、公用車等の維持管理及びかじき秋まつり実施に必要な経費を計上しました。主な経費は行政連絡員関連事業（加治木）、コミュニティー活動補助金、加治木庁舎維持管理事業、加治木総合支所一般管理費などです。

質疑、マイクロバスの利用は加治木地区の方しか使えないのか、また老人クラブや県外使用ができるのか。答弁、加治木地区外も利用できます。マイクロバスの使用目的にかなっていれば3庁舎間で空いているバスを融通して使用できます。また県外への使用については、行政主催による先進地視察の際に運行しております。老人クラブの使用については、3町規程がバラバラですが、白タク行為との指摘もありますので、これまでと同様の取り扱いをしております。25年度統一に向けて協議していきます。ここで言うところのバスは、総務が管轄するバスでありまして、他に教育関係、福祉関係のバスもありますので、そこを含めて協議されるということです。

蒲生総合支所、蒲生総合支所費は、地域振興課職員の人員費のほか、行政連絡員関連経費や庁舎、公用車等の維持管理及び日本一大楠どんと秋まつり実施に必要な経費を計上しました。主な経費は行政連絡員関連事業（蒲生）、蒲生庁舎維持管理事業、蒲生総合支所一般管理費などです。

質疑、蒲生総合支所高圧受電設備改修工事の概要を問う。答弁、高圧源流を100Vに変電する設備があります。これはおよそ25年から30年の耐用年数だと言われておりまして、電気保安協会の定期検査を受けておりますが、今回本庁舎を含め一斉に工事を実施するものです。内容は、一連のケーブル、コンデンサー、電力、ヒューズ、変圧器等を含めた設備を改修する内容になります。

消防総務課、常備消防費は、蒲生分遣所に高規格救急自動車を配備し、またドクターヘリを活用して救急業務の高度化を図り、市民の生命と財産を守るために必要な人員費、消防車、救急車等にかかる維持経費、消防職員の各種研修経費、消防緊急通信指令施設にかかる経費、備品購入費及び消防救急無線デジタル化電波伝搬調査・基本設計委託料を計上しました。

質疑、高規格救急自動車1台（蒲生分遣所）は、いつごろ購入予定で、蒲生への高規格救急自動車の配備に伴う救急救命士の配置はどうなるのか。答弁、6月議会に財産取得の議案を提出し、12月をめどに購入というふうに考えております。救急救命士は現在15名おります。そのうち11名が現場で活動中です。3名が3月に試験を受けますので、全員合格しますと14名になります。4名の未活動のうち2名は係長級で現場に出ません。残り2人は新人で現在訓練中ですので、今回の受験者の合格者と合わせると、高規格自動車購入の12月にあわせ、1月から本格的に車と救命士の本格配置が可能になる計画をしております。

警防課、非常備消防費として市民の生命財産を守るために活動する消防団の年間報酬費や出動にかかる費用弁償のほか、消防ホースやヘルメット、機材等の維持・整備にかかる経費を計上いたしました。主な経費は、年間報酬費、市町村消防補償組合負担金等です。

消防施設費につきましては、消防分団詰所や車庫の光熱水費及び消防団車両の燃料費・修繕費及び

備品購入費として積載車2台、小型ポンプ3台の購入費用を計上いたしました。主な経費は、備品購入費、消化栓設置維持管理負担金等です。

質疑、防火水槽をまだ設置しなければならない箇所は何箇所ぐらいありますか。答弁、1基が500万円しますので、水利がないところを順次設置を進めています。本来ならば消火栓がいいわけですが、100ミリ以上が入ってないと設置できません。設置箇所についてはまだ把握しておりません。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、1、子ども手当の財源として強行されたので、市民にとっては増税になっております。

2、行政改革が平成25年度から実施予定とのことであるが、職員5人の減は市民サービスの低下につながる。

3、加治木庁舎のトイレが単独浄化槽である。役所として合併浄化槽にするべきである。

4、「市報あいら」が配布されていないところがある。全戸に配布されるよう工夫すべきであると思う。

以上4点の理由から反対討論がありました。

採決の結果、議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算のうち所管部門については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。（発言する者あり）質疑ではないんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）補足説明。（「ちょっと修正を」と呼ぶ者あり）しばらく休憩いたします。

（午前10時23分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分開議）

○議長（兼田勝久君） 総務委員長、訂正の申し出がありますので許可します。

○総務常任委員長（有馬研一君） 今回の報告の中で、総務課から引き続き秘書広報課に入りましたけれども、途中ですね、ページ7ページ、7ページが秘書広報課です。これが8ページまで続いておりますけれども、8ページの2行目、ホームページ等管理運営に関する経費ということで、これからあと「及び」というのが実は総務課の分野で間違っこっちのほうに挿入してしまいましたので、ここを訂正をして総務課の部分に入れたいと思います。

それで続けて読んでまいります。総務課の続きでございます。8ページの2行目になります。「及び、文書管理等の事務に要する経費、特別職報酬等審議会10人、始良地区の行政連絡員116人及び産業医1人、各審議会等に要する経費を計上しました。文化会館「加音ホール」の館内排煙装置修理、屋根防水改修工事及び直流電源装置更新等の修繕費です。新規の事業としては、文書管理システム管理事業などがあります。」というのが総務の分野でございました。

以上で訂正をいたします。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） スムーズに進まんといけないんですが、一つだけお尋ねしますが、このあいらびゅ一号の乗車料金が500円が変わらないという報告の質疑報告がありましたが、今年度は逆効果にならないように500円に据え置くということですが、私の記憶では、23年度は県の補助金の100%で500円というふうに、それぐらいはやむを得んだらうと私は思っておったんですけども、今年度も500円を続けるということなんですけれども、委託料は確か2,160万あるわけですよ。そして500円のうち300円が市の収入として委託料から差し引いて委託しますということなんですけど、ここら辺の委託料の差額等々の問題について、そしてあいらびゅ一号は好評を得ているということなんですけれども、もう少し強気のいわゆる施策が云々というのの議論はなかったんでしょうか。

○総務常任委員長（有馬研一君） 今この件につきましては、500円を今まで23年度は補助金がありましたので補助金で対応しておりました。しかし、24年度からは単独事業ということで、そのうちに300円を維持費から引くということで収入にしております。ただ、これを上げればどうかということでございますけれども、もし上げた場合に、逆にお客様が減って逆になるというようなことで、一応同じようなこの金額500円ということになったということで、その程度しか話が進みませんでした。

○29番（森川和美君） 了解。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（湯元秀誠君） 今の説明のところでの8ページなんですが、8ページのところの財政課のところでございますが、下から4行目、「普通財産修繕の240万円のうち200万円は始良ニュータウンに4自治会がありますが、その4つの建物が市の建物になっております」と。これは自治公民館施設になるわけですよ。にもかかわらず、市の管轄になっていると。1施設50万の限度額において修繕を行い、寄附採納すると。採納を寄附採納するその採納先がどこなのかですね、ちょっとこの意味が、説明の意味が、私もこの施設については、そういう施設等は市のまず管理下にあること自体が不思議なんですよ——が一つと、1点と、この寄附採納先は、ここの表現の仕方はこれでふさわしいのかちょっとお聞きします。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午前10時32分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時42分開議）

○議長（兼田勝久君） 総務委員長の答弁を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） お答えいたします。

ただいまの答弁の中で、寄附採納というのがありましたけども、これは寄附ではなくて市から譲渡したということでございます。

それともう1点、公平性の件については、これは議論をしております。そういうことでございます。

○3番（湯元秀誠君） 譲渡ということであればですよ、ここの説明でどこをどう表現を変えられるのかですね、譲渡であります。しかし、これは施設自体すべてを譲渡とは書いてないわけですよ。だから、ここの文言の説明の、委員会の決議はこれでこの文言でいいですかと今委員長に問うているわけでありまして、ただこの部分を寄附採納のところの譲渡ですという言葉でいいのかですね、これ修繕料の経費を今出しているわけですよ。ここの予算の質疑のところは、でしょう。ですから、であれば、ほかの公有財産のいろんな云々についての本会議場で執行部側の提案がなければ施設の譲渡云々は我々には知る余地がないわけですね。委員会でこれは施設をやるんですよと言われたとすれば、ここにきちっと委員長報告で出てこない、施設自体のどここの集落のどここの4つの施設をですね、説明がなされ、この4つは何々集落に譲渡されていくというような説明がないと、この重味がないですよ。簡単にやります、くれますって言ったら、どこでもどこの設備も今からこういう形で出てきますよ。

修繕費と私は施設譲渡は別だと思っんですよ。そこの説明が足りないと。委員会ではどう審議されてこの案文でいいんですかということを私は今お聞きしているわけであって、そこの寄附採納のところの文言だけで変えてよろしいですかということです。

○総務常任委員長（有馬研一君） 今この件は答弁でこれがなされたわけですがけれども、その修繕費を行い、寄附採納ということで表現をされたんですけれども、実際今聞いてみるとそうではなかったということで、今その話になっております。ただこの条文で修繕費をば行き、これをば譲渡をしたということなんですけれども、実際この50万円の限度でいいのかどうかといっても、これもわからないというようなことございまして、これが果たしてこの譲渡することということ、我々のほうはそこまで追求しておりませんでしたので議題としてなっておりませんでしたので、一応そういう表現としたわけですがけれども。

○3番（湯元秀誠君） 私も委員長の経験がありますから、あまり追求はいたしません、議会の委員会というのは、掘り下げて審査する機関でございますので、市の施設がありますとうたってですね、修繕料が、ただ市の施設の修繕料なんです。で、我々は解釈をするしかない。それ以上、審議しませんでしたということは、今まだ市の施設があるということなんです。ですから、譲渡も何も表現する必要ないわけですよ。おわかりですか。譲渡ちゅうところを委員会職員の方から、執行者からお聞きされたから、この譲渡と入れられたわけですね。これまだ今から議論するところですよ、この始良市議会がそういう譲渡方法に譲渡やらいろんなことについていいか悪いかということは別問題だと思っんですよ。これ執行者がどういう説明したかわかりませんが、委員会と執行部のやり取りが私、まずいんじゃないかと思っんです。このやり方は、ですから、そういうふうにして、これに引っ掛けて「譲渡です」と言われたから、その前委員長報告は、「それ以上は審議しませんでした」、おかしいですよ。もうその段階でさまざまな集落施設についての議論が委員会でなされないかんわけ

ですよ——と思います。これ以上は言いません。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午前10時47分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時54分開議）

○議長（兼田勝久君） 総務委員長の答弁を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 先ほどの質疑に対して、答弁いたします。

文章の中で一番最後に「寄附採納することとしております」という文章を、「修繕を行うものです」ということで訂正をいたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

引き続き、市民福祉常任委員会に付託されました議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月7日、8日、9日、23日に開催し、関係職員の出席を求め、現地調査も含め詳細に審査しました。

まず市民生活部関係について申し上げます。

国民年金につきましては、老後の生活基盤の安定を図る所得保障として重要であることから、年金制度の周知・相談・資格取得の推進等を行い、受給権の確保に向けた事務に必要な経常経費が主なものです。

国保医療の一般会計分は、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補てんする保険基盤安定繰出金や出産育児一時金繰出金、財政の安定化を図るための財政安定化支援事業繰出金が主なものです。

生活環境課につきましては、自然環境保全及び公害防止・指導・防疫・狂犬病予防・一般廃棄物の収集及び処理・ごみの不法投棄・合併浄化槽ほか環境衛生に関する必要な経費と環境基本計画策定に必要な経費が主なものです。

健康増進課につきましては、母子保健向上のための妊産婦から乳幼児にかかる各種検診・教室・母子相談・母子健康診査などや生活習慣病の予防及び健康増進対策経費と各種予防接種事業経費、さらに新規事業として自殺予防対策など心の健康づくり推進事業・高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成事業・歯周疾患検診の経費が主なものです。

環境施設課につきましては、あいらクリーンセンターのし尿処理場・あいら斎場・あいら清掃セン

ター・あいら最終処分場など、これらの衛生処理施設の運営及び維持管理に必要な経費が主なものです。

質疑の主なものを申し上げます。

生活環境課におきましては、質疑、ゴルフ場の水質検査はゴルフ場側の責任はないのか。

墓地整備対策事業の原材料費は場所がどこか、これはまだいろいろ要望があるのか。

報償費の目本金環境保全対策委員会の24人は人数を縮小する必要はないのか。加治木地区の資源物ステーションの管理謝金がかかなり大きい、今後どういう状況になるのか。ルール違反のシールの実態はどのようなものか。

粗大ごみ関係は、今のところ排出者は無料だが、受益者負担をどう考えているのか。答弁、ゴルフ場の水質検査は飲み水ではないのですが、用水路に流入していることから管理はすべきだということ、市で行っているところです。

墓地整備対策事業は、もともと蒲生地区で行ってございました事業で、災害等が発生した場合に100%、要望があった場合に90%原材料を支給するものです。災害等が発生した場合に支給します。

目本金の対策委員会は、自治会の代表者の方々に来ていただいています。閉鎖しただけではなく、市民の方々に安心確認をするということで地区の方の立会で測定をして、地区の方々へ広報するということも含まれており、対策委員会の方は報告する義務がありますので徐々に考えていきたいと思えます。

加治木地区の資源物ステーションは、平成24年度で資源物を統一して、その後平成25年度から管理謝金も統一したいと考えています。ルール違反があった場合はシールをはります。次回の回収時に確認し、回収しておりますが、あまりにもひどい状況のときは市で中を調査して、排出者が確認できれば不法投棄であることを「適正なごみ排出について（お願い）」を郵送しています。

粗大ごみは、有料で処理している自治体もあるようですが、始良市では有料化はしていません。

環境施設課、質疑、長期臨職が来年度はいなくなるが、今までどのような業務をしていたのか、また今後いなくなることで職員にどの程度の負担がくるのか。答弁、業務につきましては、排ガス、放流水等のデータ入力や報告、また事務的補助等を行ってございました。長期臨職がいなくなることで職員への負担は大きいと思っておりますが、効率的な事務分担で乗り切っていきたいと思っております。

質疑、火葬場使用料の内容を示せ。火葬場の手数料は大人は始良市4,000円、県内平均6,400円、13歳未満始良市2,000円、県内平均4,000円、死産児始良市1,000円、県内平均2,000円、胎盤等始良市1,000円、県内平均2,430円で県内平均より低い料金となっております。

市民課、質疑、消費者行政専門相談員について、加治木、蒲生と巡回相談制を実施していると思うが、その成果はどのようなものか、相談数や実績を示せ。答弁、全体の相談件数は2月末までで591件、前年度比で123件の増です。出前相談につきましては、昨年10月から月に1回行っていますが、蒲生が3件、加治木が3件です。

健康増進課、質疑、地域自殺対策緊急対策強化事業の事業内容はどのようなものか。答弁、事業名としては、心の健康づくり推進事業といたしており、23年度までは長寿障害福祉課が事業を行っていましたが、24年度から健康増進課が行うことになりました。

今進めているのが、今年度各家庭への自殺対策のパンフレットの送付です。自殺は、一つの問題ではなくて、さまざまな問題が絡まっていることの認識と理解が必要です。まずは庁舎内に担当者会、ネットワークづくりを行い、職員みずからがゲートキーパーという役割を持ち、また地域の民生委員、

自治会長、各種健康づくりの団体の方々に研修を受けていただいて、みんなで取り組んでまいります。

質疑、ゲートキーパー養成の予算も組んであるのか。答弁、組んであります。

質疑、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成の詳細を示せ。答弁、対象は70歳以上で、5月からの開始をめどに進めています。3,000円を補助額として助成し、接種率は約18%を考えています。

保険年金課、質疑、保険基盤安定制度繰出金の5割軽減はどういうことか、軽減の対象者は何人で軽減者は全体の何割になるのか。答弁、5割軽減は所得割の軽減です。後期高齢で平成24年度試算をしている数が9割軽減4,041人、8.5割軽減2,402人、5割軽減が258人、2割軽減が675人、所得割軽減は823人、合計8,199人となり、全体に占める軽減者は74.45%になっております。

次に、福祉部関係の説明を申し上げます。

福祉部所管の民生費は、対前年度比1.6%の伸びで、83億5,198万5,000円となり、始良市一般会計当初予算の31.9%を占めています。

まず社会福祉総務費は、民生委員の活動、社会福祉協議会の運営に関する補助、ボランティア活動支援に対する補助及び身体障害者・要介護者など一人では公共機関を利用することが困難な方の輸送確保のための福祉有償運送運営協議会の開催経費等の経費です。

障害福祉費は、障害者自立支援法に基づき良質で安定した障害福祉サービスを提供するために必要な自立支援給付事業及び地域生活支援事業などの経費です。また昨年10月から施行された同行援護支援及びグループホーム・ケアホーム家賃補助並びに昨年設置しました始良市地域活動支援センターの充実・強化のための予算です。

高齢者福祉費は、高齢者の介護予防と自立した在宅生活を支援する緊急通報体制等整備事業等の在宅福祉事業、経済的事由、生活環境等により在宅生活が容易でない高齢者を老人福祉施設に入所措置する経費、地域において健康増進と生きがいづくり等を目指した活動を行う老人クラブ及びシルバー人材センターの運営に要する経費等です。

介護保険費は、介護保険事業担当職員の人件費及び特別会計（保険事業勘定、介護サービス事業勘定）への繰出金です。

社会福祉施設費は、高齢者の健康増進、教養の向上等のための施設である。高齢者福祉センター等の維持管理に必要な指定管理料等の経費及び福祉バスの維持管理に要する経費です。

児童福祉総務費は、子ども医療費助成事業の医療費助成に要する経費のほか、要保護児童の援助活動を旨とする家庭児童相談事業及び児童福祉係の所管する事務事業などに要する経費です。

母子父子福祉費では、始良市立の母子生活支援施設（幸和寮）の管理運営に要する経費のほか、母子または父子家庭の医療費を助成する「ひとり親家庭等医療費助成事業」、母子家庭の母が就職の際に有利な資格取得または能力開発を支援する「母子家庭自立支援給付事業」など母子父子家庭の自立を経済的な側面から支援するために要する経費です。

児童措置費は、平成24年度から創設される「児童のための手当」の給付に要する扶助費です。また母または父のいない児童が育成される家庭への生活の安定を支援するための児童扶養手当の給付に要する扶助費を合わせて計上してあります。

児童福祉施設費は、始良市立保育所の管理運営に要する経費のほか、始良市が私立の認可保育所に入所措置する児童にかかる保育費用のほか、延長保育事業や放課後児童クラブなどの保育サービス及び子育て支援にかかる事業委託に要する費用です。また建昌福祉会が設置する新たな認可保育所の建設費用の一部を補助するための補助金が計上されております。

大楠ちびっ子園は、始良市立認定子ども園の管理運営及び同園において実施する子育て支援に要する経費です。

生活保護総務費は、生活保護関係事務に必要な生活保護システム保守委託料や生活に困窮されている市民の方々の相談や申請手続の適切な対応、稼働能力のある被保護者に対する就労意欲の喚起や、ハローワークの同行訪問等積極的な支援のため、面接相談員、就労支援員、レセプト点検業務委託料等の経費です。

生活保護扶助費は、生活に困窮されている方々の扶助費ですが、全国と同様、本市も雇用情勢の悪化などの影響により、生活保護受給世帯数は増加を続けております。

質疑の主なものを申し上げます。

児童福祉課、質疑、始良市の保育所、児童クラブの待機児童の状況はどうなっているか。答弁、始良市では、去年の10月時点で65人の待機児童がおりますが、施設側の受け皿も準備しなければなりませんので努力していきたいです。児童クラブにつきましては、入所措置を市で行っておりませんので、待機児童の数は上がってきておりません。

質疑、子ども手当の制度が変わり、手当の改正の内容を示せ。また増減のある方はどのくらいいるのか、トータルの金額で言うと減るのか。答弁、3歳未満月額1万5,000円、3歳から中学校まで月額1万円、3人以上の児童がいる場合、小学生まで3人目から月額1万5,000円という案が来ています。受給額が減る方は3歳以上で約8,000名、ふえる方は約1,800名です。トータルでいうと3億円弱減ります。

長寿福祉係、質疑、配食サービスは3地区内容が違うが、統一の見通しをどう考えるか。答弁、始良は調理から見守り配送まで、加治木は調理を業者委託し見守り配送、蒲生はどちらも業者委託と根本的に違います。24年度中には方向性を見出していかなければならないと思っております。

障害者福祉係、質疑、障害者自立支援法の制度改正の現状と今後の課題の方向性はどのようなものか。答弁、自立支援法の名称そのものを見直しが行われることとなっています。主な内容としましては、障害者の範囲に規定が加えられて、難病で一定の障害のある人を加えるとなっているようです。法施行後5年をめどに障害者区分のあり方を検討し、必要な措置を講ずる規定を設け、障害者に対する支援の充実について示しています。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論です。まず1つ目に、児童措置費の子ども手当が新たな制度として2011年10月から実施され、2月、3月の2月分と2012年分が計上されている。3歳未満と小学校卒業までの第3子以降の支給額は月額1万5,000円引き上げる一方で、5歳以上の第1子2子中学生は1万5,000円に減額する。減額になる人が8,000名、増額になる人が1,800名で約3億円減となる。子育ての負担に苦しむ世代の暮らしを深刻に破壊するものであることから反対討論とする。

次に、賛成討論。期せずして重富海岸を含んだ錦江湾が3月16日に国立公園に指定される時期に呼応して、偶然ながら環境基本計画の策定を進めるための予算が計上されて、よい環境を次の世代につないでいくための行動の指針が示されることになる。環境にやさしく、豊かな自然と共生調和をする町という視点からも確かな一歩が印される。

市民一人ひとりの健康と医療費抑制のために各種予防事業が拡充される。特に乳幼児、高齢者に対する予防接種の公費助成、そして任意接種であるヒブ、小児肺炎球菌や子宮頸がんのワクチン接種の全額公費助成が引き続き計上されたうえに、全国の先進地に続けと長年待ちつづけられてきた高齢者

用の肺炎球菌ワクチンについても、70歳以上の方に公費助成が上がってきており、感無量である。以上の理由から賛成討論とする。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算のうち、市民福祉常任委員会に付託された議案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登壇

引き続き、産業文教常任委員会に付託されました議案第1号 平成24年度一般会計予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、平成24年3月7日、8日、9日、14日、全委員出席のもとに開催し、部長以下担当職員の出席を求め、現地を含めて詳細に審査しました。

農業委員会について申し上げます。

農業委員会の事業は、農業委員会費補助事業、農地制度実施円滑化事業及び農業者年金業務委託事業を実施するための経費を計上しています。

歳出総額は、7,934万3,000円で、前年度と比較して2,266万5,000円の減額です。主なものは、農業委員27人分の報酬1,552万8,000円、職員6人分の人件費5,798万4,000円です。減額の要因は、職員の減員と農業委員の先進地研修が3年に1度実施されるようになったため、費用弁償の減額です。

歳入の主なものは、農業委員会補助金417万1,000円、農地制度実施円滑化事業補助金334万5,000円、農業者年金業務委託金52万3,000円、一般財源7,126万4,000円です。

特に報告するような質疑はございませんでした。

次に、農林水産部を申し上げます。

農業・農村は農業従事者の減少と高齢化が一段と進み、地域農業・農村を支える担い手不足など厳しい状況にあり、活力低下が懸念されています。農業者の確保と育成並びに地域農村を支える集落営農組織化を図り、農業・農村活性化の基盤である人づくり・組織づくりを行うとともに、農業生産基盤及び農村集落の生活環境基盤を推進する必要があります。

畜産においても、高齢化が進んでいる現状は依然として変わらないことから、各種補助事業の導入や市単独事業による支援を行い、担い手畜産農家を育成する必要があります。

平成24年度事業で各所管課が取り組む従来の事業と新規事業及び新規創設事業をピックアップして報告いたします。

所管課の歳出の主なものを申し上げます。農政課、3億982万8,000円、農業総務費、1億9,142万9,000円、農林水産部職員23人分の人件費など農林水産部分の管理運営費を計上しています。

農業振興費7,358万8,000円、従来の事業の取り組み、2人の農政コーディネーターを配置、中山間地域等直接支払い交付金事業、市農業再生協議会への補助金、水田・畑作農業推進事業補助金、新規

就農者支援事業及び認定農業者支援事業。

拡充と新たな事業への取り組み、環境保全型農業直接支払い交付金事業、環境保全型農業直接支払い推進事業、そば産地活性化推進事業、事業主体は北山校区そばの里づくり協議会で、期間は23年から24年でございます。

農産品P R販売促進事業57万円、鳥獣被害防止対策事業420万円、これは推進事業、協議会運営費用、それから整備事業、電気柵設置工事費用、鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援。

次に市民農園整備事業、これは800万円を計上し、80区画を造成する予定でございます。食育推進計画策定事業29万8,000円、市単独事業で食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本的な考え方や方向性、具体的施策の計画整備を図ります。

六次産業推進事業80万円、六次産業化を志向する組織、団体の把握、六次産業化の内容と方向性の正確な分析、加工技術・販売手法等について、専門的情報の掌握、六次産業促進事業と農産品P R販売促進事業をリンクして、特産品化を促進します。

農業施設費2,858万2,000円、指定管理制度を導入した5施設を含む農業関連施設、16施設の維持管理費を計上しています。

畜産業費1,622万9,000円、畜産業費は従来事業として優良家畜の導入を図るため、畜産振興資金利子補給と優良牛導入保留事業補助金、施設整備対策として畜産施設等整備事業補助金、全般的な振興を図るための畜産活性化事業補助金、家畜改良増殖を図るための畜産共進会などの経費を計上しています。

新たな事業は、今年度5年に1度開催される全国和牛能力共進会が長崎県で開催されるため、出品報償費等130万円を計上しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、農政コーディネーターの仕事内容はどのようなものか。

答弁、農政コーディネーターは現在2人おり、鹿児島県の職員OBとJAの職員OBです。国や県との連携、市職員で対応できない作物等の栽培の指導と経営関係の指導を行っています。特に、米政策に対する転作作物の飼料用・加工用米の取組み指導等でも実績を上げています。

質疑、食育はどのように推進するのか。また六次産業促進事業の4団体はどのような団体か。答弁、食育の推進については、食育推進計画策定の委員会設置を予定しています。委員会の構成は、農業関係者、学校関係者、保育所・幼稚園関係者、食品関連事業関係者、市民団体及び各行政担当課で設置予定です。

六次産業促進事業の4つの団体は、現状では特定の団体はありませんが、蒲生産の原料を使用した農産加工を行う団体を2団体と、加工技術を生かした新製品の開発と商品化を行う団体を1団体、消費者側に立つ需要のある製品づくり、開発をする団体を1団体と想定しています。

質疑、市鳥獣被害対策について、新しい取り組みはあるか。答弁、今まで県の補助事業を活用していましたが、昨年度から箱わなの設置等を重点的に行い、さらに電気柵の設置拡充を行います。今後の進め方については、捕獲だけではなく、県の集落指導員に指導を受け、地域全体での被害防止の対策取組みを推進していきます。

次に耕地課、2億778万1,000円、農地費2億272万1,000円。農業生産の向上と農村活性化に資するため、農業生産基盤整備と農村生活環境基盤整備に必要な経費、中山間地域の条件不利地の整備を総合的に行う中山間地域総合整備事業、県営用排水施設整備事業に必要な経費及び木田地区のほか20

地区の農村環境向上活動対策に必要な経費を計上しています。

新たな事業は、農地の高度利用、耕作放棄地の未然防止を図るため、市単独湿田対策事業費220万円を計上しています。

現年耕地災害復旧費506万円。農地及び農業用施設の災害復旧費を計上しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、湿田対策用資材及び湿田対策事業補助金とあるが、申請の方法と市民への啓発はどうなっているか。答弁、申請は4月からでも受け付けたいと思います。湿田対策事業の要望は、既に蒲生6件、始良6件、加治木4件、合計14件あります。制度につきましては、広報紙等で広報したいと思います。要望が多い場合は補正等で対応します。

林務水産課、3億1,585万2,000円。林業は木材価格の低迷が続く中で、公共施設を初め、施設の新設・改修には地元木材の利用促進に努めています。始良市の面積の65%を森林で占めており、環境保全の面からも森林整備を推進する必要があります。

水産においては、内水面及び錦江湾における漁業推進を図るため、各漁業協同組合が行う事業を支援し、育成する必要があります。

労働諸費3,151万7,000円。災害緊急雇用対策事業を活用した森林台帳整備業務委託料845万9,000円と林業就業者育成事業委託料2,305万8,000円を計上しています。

林業総務費7,469万6,000円。職員9人分の人件費など林務・水産業の事務事業の経費です。

林業振興費3,740万円。重富海水浴場及びなぎさ公園の樹幹注入事業費、鳥獣被害防止のための捕獲経費、森林整備地域活動支援交付金、間伐等森林環境整備事業等の経費、直営林の除間伐、下刈り等に要する経費。

新たな取り組みとして、平成24年度は特用林産物のブランド化を推進するため、竹林整備の経費を計上しています。

造林事業費2,672万1,000円。主な事業は、公団造林整備事業1,347万1,000円、公有林整備事業793万5,000円及び森林保険料320万円です。

治山林道費9,480万2,000円。主な事業は工事請負費8,570万円、その内訳は、森林道開設堂菌線5,200万円、県単林道整備事業松生良久線舗装工事2,140万円、県単治山事業寺師屏風迫地区230万円、城地区用水施設管理事業1,000万円です。

林業施設費4,082万1,000円。山村集会施設の維持管理費及びさえずりの森指定管理委託料650万円、さえずりの森整備工事請負費3,100万円など管理運営費の経費を計上しています。

水産業振興費474万6,000円。平成22年度から取り組んでいる藻場・干潟の再生・保存に伴う鹿児島県藻場・干潟保全協議会負担金と海面及び内水面漁業の育成、水産振興のための各種団体への負担金及び補助金を計上しています。

漁港管理費314万9,000円。漁港及び交流ひろば「なぎさ公園あいら」等の維持管理と重富漁港スロープ舗装工事費100万円を計上しています。

災害復旧費200万円。山地災害の予防・復旧に必要な現年林道災害復旧費は、災害発生時の応急復旧経費を計上しています。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、城地区用水施設管理事業施設改築工事とあるが、内容を示せ。答弁、既設の排水管が民地の竹山に布設しているので、公道下に延長250mの切り替えを、布設がえを行います。また市の水道から貯水槽へ一たん貯留していますが、それを撤去して加圧ポンプに

て配水池まで送水するものです。さらに配水池のほうへ滅菌施設を移設し、滅菌の塩素量をコントロールしやすいようにします。

質疑、県藻場・干潟保全協議会負担金を247万5,000円計上しているが、現在の状況はどのようになっているか。答弁、アマモについては、平成22年度・23年度の2回種子を練り込んだマットを設置しています。重富地区はマット内外で育成が確認されていますが、加治木地区ではほとんど確認されていません。

アサリについては、なぎさ公園は沈着促進の網の範囲内であれば、母貝はある程度確認されましたが、稚貝は少なく、重富海水浴場は数は少ないものの網の内外で稚貝も見られました。鹿児島県内で現在14カ所で同様の事業を行っていますので、モニタリング結果を検証しながら、技術研修会等に参加して定着する方法を学び、取り組んでいきたいと思えます。

歳入の主なものを申し上げます。農林水産業費分担金457万5,000円、農林水産使用料408万円、農林水産業費国庫補助金225万6,000円、農林水産業費県補助金9,486万9,000円、農林水産業費委託金221万7,000円、農林水産業費貸付金元利収入4万8,000円、農林水産雑入2,487万9,000円、農林水産債1億2,600万円、労働諸費3,151万7,000円です。

次に、教育部関係について申し上げます。

教育総務課9億9,126万4,000円、教育委員会費299万9,000円、主なものは教育委員4人の報酬です。

教育総務事務局費2億5,864万1,000円。主なものは、教育長と職員21人分の人件費2億4,805万2,000円です。従来の業務として、小・中学校、幼稚園及び教職員住宅の維持管理にかかる経費、育英理事会の経費などを計上しています。

小学校管理費は、4億2,439万7,000円、主なものは、用務員・司書補等職員人件費9,965万円、賃金3,415万4,000円、需用費9,125万9,000円、委託料1億2,821万1,000円は、仮称松原小学校建設の基本設計・実施設計・地質調査委託料9,970万円が新たに計上されています。

工事請負費は、帖佐小学校のトイレ設置工事4,600万円のほか、蒲生小学校門扉外柵設置工事が計上されています。

中学校管理費1億3,227万5,000円、主なものは用務員・司書補等職員人件費4,772万4,000円、賃金978万5,000円、需用費4,506万7,000円、工事請負費として重富中学校弓道場更衣室設置工事700万円、加治木中学校音楽室空調施設設置工事240万円計上しています。

幼稚園管理費1億6,341万9,000円、主なものは職員18人分の人件費1億2,943万6,000円、賃金1,599万6,000円です。市内4幼稚園にAED設置経費を計上しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、仮称松原小学校の設計業務委託選定委員会とあるが、募集及び選定はどのように行うのか。答弁、プロポーザル方式で行います。4月上旬に2週間程度公募し、その後第1回の選定委員会を行います。そこで選定された業者へ事業説明会を行い、1カ月程度かけて技術提案書を出してもらいます。次に5月の下旬ぐらいに2度目の選定委員会を行い、そこで業者がプレゼンテーションを行い、選定する予定です。

質疑、仮称松原小学校は、児童数、学級数等をどの程度見込んでいるか。答弁、昨年末の住民基本台帳の確認では、松原地域の4自治会の児童数525人、学級数は1、2年生が30人学級となりますので、16学級以上になると想定しています。

学校教育課 2億9,928万5,000円、本年度は従来の事業に加えて、今回策定する「始良市教育振興基本計画」の目指す教育の姿を基本とした、学校・家庭・地域・事業所が連携し、児童・生徒の学力向上や道徳教育、教職員の指導力向上を目的に、5つの新規事業を実施するための経費を計上しています。

1つ目は、学校・地域融合型人づくり。始良市の総合基本計画の方針を受けて、教育分野における暮らしやすさを実現するための教育の特色として位置づけ、学校と地域が協働した取組みを通して人づくりを進める事業、2つ目が学力向上アクションプラン事業、中学校区ごとの小中連携のブロックを中心に、教師個々の指導力向上を目指し、教科研修会の充実、管理職研修会の充実、小・中連携を強化した取組みの充実を図ります。3つ目がモラリティ・インクルーブメント事業。道徳のまちづくりプランの具体化を図るもので、豊かな自立と公共の福祉に貢献する子どもの育成を目的とします。

4つ目が、地域が育むキャリア教育推進事業。キャリアとは、経験・体験を意味している。学校外での体験学習の意義、必要性に対する教職員の認識が必ずしも十分でないため、推進協議会を立ち上げて取り組みます。

5つ目が理数・外国語教育推進事業。理科・算数・数学の指導法については、これまでの取組みで深まっているが、児童生徒によっては、授業で理解しても定着が十分でないものもあり、学力定着に向けた取組みが必要であります。外国語教育は、英語活動協力員、外国語指導助手を小中学校に派遣しているが、教員からも外国語活動の指導の質を高める要望が出ている。始良市から世界へ羽ばたく人材を育てるため、英語好きな子どもを育成し、外国語教育のさらなる充実を図るものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、今回計上されている新規事業は市の単独事業か。答弁、市の単独事業です。すべての学校が対象となります。

質疑、市独自の事業であれば、もっとわかりやすい事業名とできなかったのか。答弁、例として、道徳性向上事業などとすると構えてしまいますので、堅いイメージを払拭したいという意図と、どんな事業だろうかと興味関心を持たせる意図もあります。

次に、社会教育課、3億3,285万6,000円。社会教育総務費1億5,208万3,000円、主なものは、報酬649万6,000円、職員13人分の人件費1億2,536万円です。平成24年度の職員数は、1人減員になっています。青少年健全育成事業は、あいら未来特使団事業、あいらふるさとチャレンジャー、ふるさと学寮などを引き続き実施します。

公民館費8,000万2,000円。

公民館講座はこれまで3月に募集して、4月に開講していましたが、転勤など人の動きを考慮して、24年度からは4月に募集して5月開講に改めたため、1カ月分の減となっています。

新たな事業は、始良公民館の耐震診断及び外壁調査、帖佐地区館の外壁調査委託料477万5,000円を計上しています。

文化財費5,665万1,000円。

史跡や伝統文化を継承し、保存・活用するための経費、埋蔵文化財発掘調査事業では、県営農村振興総合整備事業加治木地区ほ場整備にかかる市頭C遺跡発掘調査の報告書作成にかかる経費を計上しています。国指定史跡の宮田ヶ岡瓦窯跡の土地を文化庁の史跡等購入費国庫補助事業により取得するための経費を計上しています。

新規事業の主なものは、龍門司焼古窯横のり面保護工事213万4,000円、宮田ヶ岡瓦窯跡史跡土地購

入費2,510万円、加治木郷土館、蒲生ふるさと交流館、歴史民俗資料館、北山野外研修センターなどの施設は、これまでと変わらない事業運営がなされます。スターランドAIRAは、開館20周年を迎えるための記念イベントとして、宇宙講演会、未来絵・作文展、20年の軌跡写真展等の事業を行い、移動式太陽観察望遠鏡（80万円）を購入します。

質疑の主なものを申し上げます。遺跡詳細分布調査事業の内容を示せ。

答弁、それぞれ旧3町に埋蔵文化財の包蔵地があり、新市で整理しないといけないという考えのもとで、国の補助事業で500万円を受けて実施するものです。特に重要な遺跡で範囲がわからないもの、将来的に開発が必要と思われる市街地の遺跡について、正確な範囲をあらかじめ詳細に調査する事業です。

質疑、宮田ヶ岡瓦窯跡地に計画している公園とは文化財を主としたものか。その公園の性格を示せ。

答弁、文化財の場合は、都市計画等の公園とは異なり、史跡整備という名称のもと、過去に瓦の窯であれば、窯を再現する、あるいは小屋がけするなどして当時史跡があったことをできるだけ再現して、わかりやすく説明する歴史公園的な形になります。したがって、国分寺の瓦窯跡ということで窯を主にした公園となります。

周辺の土地は緑地化を図り、万葉植物を植えて奈良時代を表現するものを検討しています。国指定地以外には、駐車場やトイレ等を設置する予定ですので、場合によっては地域のイベント開催や物販など、地域の方々の意見を取り入れながら計画したいと思います。

次に、保健体育課5億3,961万9,000円。

保健体育総務費9,622万3,000円。

主なものは、スポーツ推進委員の報酬163万4,000円、職員8人の人件費7,666万6,000円です。生涯スポーツ市民講座、各種大会の運営に要する諸経費、全国大会出場補助、体育協会等への補助金を計上しています。

体育施設費8,920万8,000円。

主なものは、修繕料646万3,000円、委託料6,617万4,000円です。

学校保健費4,889万5,000円。

主なものは、学校医などの報酬2,345万2,000円、消耗品費700万4,000円など、児童・生徒及び教職員の各種健康診断に必要な経費です。

学校体育費278万円。

水泳記録会と陸上記録会のバス借り上げ等の経費です。学校教育課の事業が移管されたものです。

小学校給食費1億4,611万9,000円。

主なものは、自校方式による給食調理員の人件費8,605万7,000円、賃金2,572万5,000円、パン皿と六角ばし購入費344万1,000円、建昌小学校の分離新設に伴う2小学校、2幼稚園の調理場建設のための基本設計1,151万円、地質調査委託料500万円、調理用備品の購入費等です。

中学校給食費4,783万7,000円。

主なものは、自校方式による給食調理員の人件費2,372万7,000円、賃金1,579万2,000円、パン皿と六角ばし購入費184万7,000円です。

加治木学校給食センター6,360万4,000円。

主なものは、職員人件費1,001万8,000円、調理業務委託料3,755万8,000円です。

蒲生学校給食センター4,495万3,000円。

主なものは、職員人件費1,265万1,000円、調理従事員の賃金1,226万円、給食配送等委託料306万1,000円、蒸気配管取替工事費350万円などです。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、三叉に4校分の給食センターを計画しているが、今後始良地区の給食センターで集約する方向性は決まっているのか。

答弁、始良地区を含め、始良市全体の給食について給食在り方検討委員会において2年間で方向性を検討していきたいと考えています。

質疑、給食センターの建設予定地について、旧三叉小学校跡地を予定しているとあるが、どのような検討がなされたのか。

答弁、新たな費用を伴わない市有地への建設を検討しました。給食センターは、用途が工場となりますので、建築基準法上、準工業地域以上でないと建設できず、居住専用地域等に設置できない制限等があります。また、建設には4,000から5,000m²のまとまった土地が必要であり、取得費や配送時間を含め検討した結果、旧三叉小学校跡地となりました。

図書館費1億941万1,000円。

主なものは、職員人件費4,242万2,000円、賃金2,699万1,000円、図書等購入費1,299万2,000円です。図書館システムが統合されましたので、中央図書館、加治木図書館、蒲生公民館図書室一体となった開かれた図書館、利用しやすい図書館づくりを推進しています。

特に報告するような質疑はございませんでした。

次に、歳入について申し上げます。

補助金5,352万9,000円の内訳は、国庫補助金3,949万2,000円、県補助金281万1,000円、県委託金1,122万6,000円、自主財源1億9,160万9,000円の主なものは、市債1億5,260万円、使用料2,134万6,000円、教職員住宅の収入834万円です。

以上で審査を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号平成24年度始良市一般会計予算は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午前11時52分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時53分開議）

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 修正をしておわびを申し上げますが、保健体育課、31ページになります。その保健体育総務費の主なものは、スポーツ推進委員の報酬163万4,000円、ここまでよろしゅうございます。次が、修正願います。職員8人分の人件費7,066万6,000円というところを、ちょっと読み間違っているようでございます。

それから、32ページの蒲生学校給食センターから13行目のところ、答弁の3行目のところで、「住居専用地域等」というのを「居住」というように読み間違えたようでございまして、「住居専用地域等」ということとございます。修正をよろしく願いいたします。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（神村次郎君） 今の32ページでございますが、給食センターです。私の記憶が間違いかもしれませんが、建築基準法で現在学校ができる予定地のところは、中高層何とかという地域になっていますが、この地域にこの建物はできないということではないと思います。審査会はたしか建築基準法に基づく建築審査会をすると、ちょっと手間がかかりますが、工場ができるのではないかと、いわゆるこの工場と言われる給食センターはできるのではないかと思っています。私の勘違いかもしれませんが、そのような議論はなかったのか、お願いします。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 私どもの今説明を、質疑の中で質疑、答弁がありましたように、このような答弁を得まして、回答を得まして、それ以上今言われるようなことまで突っ込んでいいですか、そこまでの議論はございませんでした。

○13番（里山和子君） 市民農園で整備事業で800万円が予算化されているわけですが、農政コーディネーターについての議論などはなかったのか。人件費を組むべきではないとか、そういうことはなかったのか。

それから、松原小学校は525名の仮称ですね、松原小学校は16学級以上になるというふうに質疑、答弁でされてますが、残る建昌小学校のほうは何人ぐらい残って、何学級ぐらいになるのか、議論されておられましたらお知らせください。

それと、三叉に4校分の給食センターが計画されているわけですが、松原、建昌から非常に遠い地域に建設されるということや、将来始良地区の小中学校の給食、学校給食がミニセンター化になることが視野に入っているような気もするのですけれども、そういうことで自校方式を壊されて、センター方式になる可能性が強いということですね。今回もミニセンターにはなってるわけですが、修正案などの検討は委員の中から出なかったのか、そのあたりをお聞かせください。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） まず、コーディネーターのことにつきましては、その前にいろいろ本会議の中で質疑等がございまして、そしてその中でしっかりと答弁もされておりましたので、質疑の中では特に出てきておりません。

それから、松原小学校ができることで建昌小学校はどうなるのかということで、今概ね児童数が九百二、三十人、どこかその程度のところにきております。ですから、550ぐらい行ったときに同程度の児童数が残るということで、何学級、何クラスというそこまでの議論はされておられません。

それから、三叉小学校のその給食センターのことでございますけれども、私どもも質疑をしております。その中で、これからの給食在り方検討委員会で、これもこれまで再三この答弁があったわけですが、ここで2年間かけてやります。我々も今言われる質疑されたように、そこに既存でそこにやっていくんじゃないのかという質問をしたんです。質疑をしたんです。ところが、やはりいろんな答弁の中でありましたように、在り方委員会というものを設けて、2年間かけてこれをやりますということでございまして、それ以上の論議はございませんでした。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分から開会します。

（午前11時59分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時05分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般会計予算の審議を続けます。

○議長（兼田勝久君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登 壇

引き続き建設水道常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、——これ開催となっておりますが、建設水道常任委員会では開会というふうにしております。関係職員の出席を求め、現地調査を含めて審査いたしました。

水道事業部について申し上げます。

簡易水道事業費では、水道事業部施設課簡易水道係の職員2名の人件費及び償還等に充当する繰出金7,643万9,000円の計上です。

下水処理費は、水道事業部下水道課の職員3名の人件費及び償還等に充当する繰出金4,316万8,000円の計上です。

質疑については、特に報告するようなものはございませんでした。

次に、工事監査部について申し上げます。

歳入はございません。

歳出予算は、予算総額263万9,000円の計上で、予算の主なものは職員手当、需用費及び負担金です。

次に、質疑の主なものを申し上げます。質疑、電子入札のメリット、デメリットを示せ。

答弁、メリットは、これまで主管課の職員が全員立ち会ってその場で開札を行っていました。工事を発注する係が10係あれば、10係が午前9時から30分おきに予定を組み、半日時間を拘束されることもありましたが、これがなくなり、時間的なものが節約されたと思っています。また、入札会場を押さえる必要もないということもメリットの一つです。

デメリットとしては、パソコンが故障したときどういう対応をするかということがあげられます。この場合、相手から申し出をしていただければ、紙入札をすることも可能としておりますので、その対応で大丈夫だと思っています。

次に、建設部について申し上げます。

本年度の歳出予算は、土木費で総額22億1,133万2,000円となっており、対前年度30.2%、9億5,646万5,000円の減額です。その主なる事業は、都市計画街路事業の宮島線、錦原線の完成、道路新設改

良事業の地方特定道路整備事業、南国松原5号線道路改良工事の完成、過疎対策事業の町通線、新辻線の道路改良工事の完成、市営住宅建設事業の川東住宅の完成などです。

歳入財源は、国県補助金18.4%、地方債31.8%、その他9.4%、一般財源40.4%で対処しています。

それでは、各課の主なる事業と質疑について申し上げます。

まず、土木課ですが、土木事業につきましては、日常の道路パトロールを行いながら、適正な市道の維持管理に努めています。

一般単独道路維持整備事業として、道路改良及び道路排水整備の実施、社会資本整備総合交付金事業として、始良駅前通線、木田本通線道路整備ほか、過疎対策事業として下久徳・船津線ほか、地方特定道路整備事業として森・船津線ほか、地方改善施設整備事業として排水路未整備地域の整備に取り組みます。

スマートインターチェンジ整備事業は、国土交通省、ネクスコ西日本などと地区協議会を重ねながら、連結許可申請に向けて取り組めます。県道整備につきましては、地域と一体となって整備促進を強く要望し、市を縦横に結ぶ幹線道路の伊集院・蒲生・溝辺線の整備や、十三谷・重富線、下手・山田・帖佐線の年次的整備を実施します。

また、安心して暮らせる住環境整備を行うため、急傾斜地崩壊対策事業及び火山砂防事業を実施します。県管理の2級河川の整備促進は、引き続き要望していきます。

質疑について申し上げます。

質疑、歳出予算は、土木費で対前年度比30.2%も減額になったとあるが、この減額分で新しく予算措置をしなければならない事業はなかったのか。

答弁、まちづくり交付金事業の宮島線と、県道錦原線が完成したことで、街路事業費が約5億2,737万円減になっています。この事業をまた新しくということですが、平成24年度から都市計画のマスタープラン、基礎調査等を行いながら、始良市全体の街路事業等の見直しをいたします。その中で、やらなければならない事業の優先順位等を定めてやっていこうと考えています。

質疑、道路新設改良費、委託料、スマートインターチェンジの高速道路接続協議書作成として700万円計上されているが、この高速道路接続協議書とはどんなものか、また、いつごろ提出するのか。

答弁、高速道路接続協議書とは実施計画書で、これを作成し国土交通省に提出するものです。接続協議の申請は、国土交通省が年に1回受けをするか、しないかというような状態で、またこの受けは国土交通省から直接案内があるそうで、その時期については九州地方整備局もはっきりわからないということです。平成24年度は、この受けが大体1月ぐらいになるのではないかと予想のもと、今回それにあわせて準備をしておくということです。

質疑、過疎債事業は、平成27年度まで継続されたとのことだが、この間、制度もどう変わるかもしれない。過疎債を大いに活用する方向で、できれば補正でもやっていくという考えはないか。

答弁、過疎債は、企画部のほうで申請をしているわけですが、十分協議をしながらそういう対応ができるのであれば、要望していきたいと思っています。

質疑、社会資本整備総合交付金事業で、加治木地区の3カ所以外に他の地域で実施しなければならない事業の計画はないのか。

答弁、加治木地区の3カ所は、旧町からの継続事業です。始良地区の駅前通線は新規であげています。スマートインターチェンジも、これから新規であげて、社会資本整備総合交付金事業でやっていく予定です。また、全市になりますが、橋梁の補修事業を社会資本整備総合交付金事業で行っていく

予定です。これは、今年度修繕計画を委託してつくっています。それが完成して、初めて補助事業にもってくるということになりますので、次年度以降、平成24年度、25年度からそのような事業を取り入れていきたいと思っております。

次に、都市計画課ですが、都市計画事業については、まちづくり交付金事業が完了したことから、社会資本整備総合交付金事業として、菅原線の道路整備に引き続き取り組みます。

また、都市計画法に基づいて都市計画の策定、見直しなどの基礎資料となる都市計画マスタープラン策定事業を昨年にも引き続き取り組みます。

幹線排水路事業は、引き続き始良駅前通線排水路整備に取り組みます。

公園事業は、都市公園トイレ水洗化整備、高岡公園多目的広場整備、また各公園については、日常のパトロールを実施しながら安心してくつろげる憩いの広場として、遊具補修や植栽の維持管理を行います。

質疑について申し上げます。質疑、都市下水路費、工事請負費の始良駅前通線の幹線排水路工事8,000万円とあるが、完成するまでのトータル予算は幾らになるのか。

答弁、始良駅前通線については、道路の築造、それに関連する用地費は、土木課のほうでします。都市計画課のほうでは、道路の下に入れる排水路を整備しますが、平成23年度が8,000万円、平成24年度が8,000万円、平成25年度が2,000万円で、合計1億8,000万円となっています。

質疑、今後の都市下水路事業の取り組み方を示せ。

答弁、現在、加治木地区において、岩原本通線の排水路を取り組んでおり、これを継続していくということと、始良地区においては、現況調査が平成9年度にできていますので、それをもとに再度見直しをかけたり、現況の全体的な計画を立てて、それに基づいた排水計画を作成していかなければならないと思っています。

質疑、公園費の工事請負費に都市公園トイレ水洗化工事が計上されているが、水洗化されていない公園は何箇所か。また、公園費、委託料、公園樹木剪定100万円の発注先をどこに考えているか。

答弁、水洗になっていない公園は、都市公園が8カ所、その他の公園が8カ所の合計16カ所です。また、樹木剪定は平成23年度の実績でいくと、剪定を専門にしている造園の方に見積もりをとって、一番安いところをお願いしています。平成24年度もこのような形をとります。

質疑、公園費、工事請負費、高岡公園多目的広場拡張工事5,500万円の工事内容を示せ。

答弁、高岡公園には多目的広場がありますが、公式のソフトボールコートがとれないということで、今回ライト側のがけになっている部分に盛り土等を行います。工事区域は約3,000m²です。

次に、区画整理課ですが、土地地区画整理事業については、帖佐第一地区土地地区画整理事業の換地処分事業が完了したことから、清算金徴収交付事務を行います。

質疑については、特に報告するものはございませんでした。

次に、建築住宅課ですが、建築住宅事業については、新規事業として木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅等の耐震診断、改修工事に対する補助金事業に取り組みます。

市営住宅の維持管理に伴う事業については、老朽化住宅の西之妻住宅・西岩原住宅解体や建て替え事業に伴う大迫団地の整備に引き続き取り組みます。このほか、市営公共建物営繕工事や公営住宅の適切な管理を行いながら、安全性、住環境の向上を図ります。

質疑について申し上げます。質疑、家賃が滞納にならないための今後の入居者の選定をどう考えているか。また、この不景気が続けば、まだ徴収率は悪くなってくると思う。そういうようなことを加

味して、今後どのような対策をとっていくか。

答弁、入居者を決定する前に、所得証明をもらい、保証人を2名立ててもらおうようにしています。この保証人は、入居者本人より所得がある方をお願いしています。使用料の滞納の徴収につきましては、平成23年度に建設部の他の課長の協力を得ながら、夜間の訪問徴収を行いました。平成24年度も徴収率100%に近づけるよう滞納徴収に努力いたします。

質疑、歳入の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金8,902万5,000円の算出方法を示せ。

答弁、算出方法は、まず標準建設費で建物本体にかかる分と、屋外の工事とか特殊基礎工事にかかる分を合計して、その合計に補助率の2分の1を乗じます。次に、平成22年度と平成23年度分に超過をしてもらっていた分がありましたので、これを差し引いたものが8,902万5,000円の補助金となります。

質疑、公営住宅の浄化槽の中で、老朽化が進んで近いうちに取りかえが必要となる浄化槽が出てくるのではないかということだが、安心安全なまちづくりという観点から、1カ所分ぐらい予算化すべきと考えるがどうか。

答弁、蒲生地区の昭和55年度に建設した公営住宅の浄化槽が、地上型の浄化槽で、これがかなり老朽化しています。毎年予算要求はしていますが、多額の費用を伴うため、予算がつきません。壊れてからでは遅いので、また強く要望してまいりたいと思っています。

質疑、建築住宅管理費、木造住宅耐震診断改修補助金180万円は、どのような診断を行い、その結果どのような改修を行うのか。

答弁、木造住宅耐震診断改修は、財団法人日本建築防災協会が発行する要綱に基づいて診断を行った物件に対して、補助の対象とさせていただくということになっています。耐震診断を行う技術者は、鹿児島県が行う木造住宅耐震診断技術者講習会を受講し、受講修了者名簿に登録された方が診断したものでないと、補助の対象とはなりません。改修工事は、基礎や建物本体が構造上安全になるように補強する工事となっています。

次に、用地課ですが、市全体の用地に関する物件、移転補償、用地交渉を行い、公有地取得整備事業及び未登記整理などの事業に取り組みます。

質疑について申し上げます。質疑、宮島線においては、現在道路の拡幅ということで完成は近いと思う。残り帖佐駅前までの菅原線、現在買収等がどうなっているか。

答弁、現在のところ、帖佐駅前と菅原線の交差部分の事業者さんとは、契約も済まして移転先の事務所を建築中です。3月中には建築工事も終わり、今現在の支障になる物件は、3月中には取り除けるといことになります。その先に2階建てが2棟建っています。そのうちの1棟は、既に他の所に新築中ですので、これも今月中には終わります。もう一棟は、土地の代替地も確保しましたので、今から建築に入ります。あと6カ月ぐらいはかかると思います。しかし、契約は済んでいますので、年度内の完了は間違いないと考えております。帖佐駅前の交差部から宮島線の交差部までは、平成24年度の秋口までには何とかいけるだろうと計画はしています。

質疑、宮島線から菅原線の錦原線との交差部までのめどは立っているか。

答弁、宮島線から菅原線の錦原線との交差部までの間ですが、今終わっていないところの主なものは、2件の3筆です。1件につきましては、来週大阪の地権者のところに行きます。もう一件は、3月21日に相続人3名と会うようにしています。この2件とも近日中に地権者と会うようにしており、何とか早いうちに解決できればと考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第1号平成24年度始良市一般会計予算のうち、建設水道常任委員会の所管部門については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算について反対討論をいたします。

民主党政権下での3回目の予算案は、子育て世代に重い負担をもたらすものになりました。子ども手当の財源として強行された年少扶養控除廃止による住民税の増税の実施、これは平成12年6月からになります。所得税は2011年1月から既に実施されております。

さらに、ひとり親に対する児童扶養手当の削減、これは10月から0.6%になりますが、など、相次ぐ給付減と増税が計画されております。

始良市の予算では、住民税の増税として0歳から15歳まで9,000人の扶養控除が33万円が廃止され、また16歳から18歳、1,750人の扶養控除が45万円から33万円に減という改正内容で、影響額が1億8,290万円の増税になる予算になっております。

また、子ども手当が減額になる人が8,000名、増額になる人が1,800名で、約3億円の削減になります。子育て世代への支援が大幅に削減される予算になります。

また、ひとり親家庭では母子家庭で870人、父子家庭で64人の児童扶養手当が10月から0.6%削減されます。加えて、本年4月から当年度の物価下落分0.3%程度も削減されるために、究めて大幅な削減となります。

また、行政改革は平成25年度から実施予定になっておりますが、その先取りとして職員が5人の減になっております。24人が退職され、19人が新規の採用となります。うち1人は消防職員ですが、平成22年度始良市消防年報によりますと、平成23年4月1日現在、消防・救急隊員で現有台数が10台、現有台数に対する人員の基準数が111名に対し、現有人員が63名と極端に少なく、蒲生の迫地区の火災の際にも、ポンプ車で2人しか出動できなかったという事例もあったということで、1台に3人乗らないといけないのに、2人体制しかとれない現状があるということが、一般質問で出されておりました。

消防職員をふやしていく必要があります。救急車も5台で36人必要なのに、現有人員24名しかおりません。県内一安全安心なまちづくりを目指す始良市が、こういうことでは市民の理解は得られないと思います。

職員のことでは言いますならば、忙しい所は、毎日残業、残業の繰り返しで、ついに体を壊して病気で倒れる職員も出ております。加治木や蒲生の支所にも土木の予算等をつけて、ある程度の仕事ができるように検討すべきではないでしょうか。

臨時職員の働く日数が20日から14日に削減されていることも問題です。職員減を補って働いている

臨時職員の働く日数を減らすということは、ますます市民サービスが悪くなるということにつながると思います。

教育費では、委託料として小学校給食室別棟設計業務委託料1,151万円と、小学校給食室別棟地質調査委託料500万円が予算化されております。これまで長年始良地区では小中学校の給食は自校方式を貫いて、地産地消や食育教育に力を入れて誇りにしてまいりました。

今回の給食のミニセンター化、建昌小学校、（仮称）松原小学校、建昌保育園と建昌幼稚園の4施設についても、ミニセンター化について問題ありと考えておりましたが、4施設に配食するミニセンターは、4施設の近くに当然建設されるものと思い込んでおりましたが、建設場所が旧三又小学校跡地と聞いて、ほとんどの議員がびっくりし、啞然とさせられました。まさか松原からあんなにも遠くの地に建設されるとは驚きました。

教育長は、始良地区全体の小中学校の給食センター化は全然考えていないと、今のところは考えていないと発言されておりますが、既に給食在り方検討委員会の立ち上げや、役員の内容まで検討されていることを一般質問でも答弁されておりましたし、議会や父兄には何の相談もなく、あまりにも強引なやり方ではないでしょうか。

旧三又小学校跡地は、旧始良町時代、総合福祉センターの建設計画があり、用地を取得した経過がございます。給食婦さんたちの雇用減につながり、食物残渣もふえる、つくる段階からの食育教育ができない、地産地消が大量のためやりにくい、こういったミニ給食センター化に反対をいたします。

健康診断の場所が市の保健センターになり、会場が6カ所から4カ所に変更され、車を持たない方々や高齢者、障がい者は大変不便になったという声が聞かれております。女性健診も9カ所から4カ所に減り、123名も対象者が減っております。受ける人が減っております。医療費がふえて大変と言いながら健診箇所を減らすのは、大きな問題があると思います。

今年度から始まる中学校の武道必修化で、大きな問題点が浮かび上がっております。6割以上の公立学校が選択をすると見られる柔道で、重大事故が相次いでおります。子どもたちを守る安全対策が急務になっているところです。

全国で114名が死亡し、275人が重い障がいやけがをおっているという過去28年間に中学、高校で起きた柔道事故の被害に遭った子どもたちの数でございます。最近10年間の中学部活動における死亡者は、柔道が飛び抜けて高いことがわかっております。始良市の中学校で4校が柔道を選択されるようですが、くれぐれも重大事故等が発生しないよう、万全の対策をとられるよう注意を喚起しておきたいと思っております。

最後になりましたけれども、今年度予算に高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費助成事業の経費が711万4,000円新たに計上されました。5年間効果が継続されますが、いつ接種したかわかるように管理していくことが必要です。

市民農園も条例化され、建昌城跡に80区画誕生することになりました。工事請負費が790万予算化されておりますが、農業推進員の人件費も予算化すべきだと思います。

以上、2点につきましては、2人の共産党議員が長年一般質問し、提案をし続けて今回予算化、条例化されたものでありまして、この2点については評価しておきたいと思っております。

以上、討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○9番(森 弘道君) 議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

始良市として3年目を迎え、総合計画も策定され、基本構想、基本理念に基づき24年度から26年度を基本計画の前期3年間と定め、第2次実施計画では36の新規事業、24年度では30の新規事業となり、始良市の躍動を感じております。

新規事業で特記すべきは、中山間地域移住定住促進事業1,650万円、テレビ難視聴地域解消事業補助金1,233万8,000円、観光基本計画策定事業485万円、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業790万5,000円、歯周疾患検診156万7,000円、環境基本計画策定事業1,019万7,000円、市民農園整備事業800万円、木造住宅耐震改修等促進補助金180万円であります。

教育費関係では、市の総合計画を受けて教育振興基本計画を策定、「古から未来への架け橋」を教育理念に掲げ、学校、地域融合型基礎づくり事業外、4つの新規事業があります。社会に役立つ人間像、社会像を目指し、たくましく生き抜く自立の精神と、社会で支え合い融合した協働社会の実現に向けてスタートいたします。そのほか、仮称松原小学校建設に伴う設計と地質調査委託料9,970万円があります。

予算編成では、自主財源が前年に比べ2.1%増、これは地方税法の改正による市税の増によるもの、依存財源では4.2%の減、これは国県の補助事業の減、街路事業、道路新設改良事業、緊急雇用創出特別基金事業と建設事業などが減少したものです。

私は、観光の始良市を目指して提言をいたしました。加音ホールでありました企業懇話会で講師の方が言いました。「いいものはたくさんあるけれども、ばらばらでまとまりがない。一つのストーリーができ上がらなければ、物事はうまく回らない」と言われました。始良は義弘公でもって経済の浮揚、産業の振興を図るしかないと思っております。歌舞伎で言えば、役者がそろっているわけです。今はまだそれをうまく使いこなしていないだけでございます。

指宿方面に客足が流れておりますが、指宿に劣らないものができ上がる重富海岸は、「翔ぶが如く」で西郷と大久保のロケがあったところです。24年度の予算に観光関係の予算が組まれております。どうか他市町に先を越されないように、真剣に取り組んでいただきたい。

帖佐中学校の卒業式にことしも行きました。いつも感動いたします。涙が出るほど立派なものです。先輩から後輩へと引き継がれ、伝統になっております。245名が巣立っていきました。朝の声かけ見張り隊で7年目になりますけれども、小中の子どもたちがしっかりとしたあいさつをいたします。後ろから声をかけられることもあります。かえって元気をもらっております。今までの学校の取り組みは、各校まとまりがなかったようです。ことしから取り組む新たな事業で、全校が一斉に目標に向かって前進することを期待しております。

また、23年度をもって退職をされる方々、長い間ご苦労さまでございました。これからも市政発展のために経験を生かしてください。

以上、賛成討論とします。

○議長(兼田勝久君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第1号 平成24年度始良市一般会計予算は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

(午後1時43分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時43分開議)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま市長より議案第39号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第39号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第1、議案第39号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

ただいま議題となりました議案第39号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、去る3月21日に故障いたしました始良市温泉センターくすの湯の湯の揚湯ポンプを取りかえるための経費を計上いたしました。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の補正内容を申し上げます。お手元の予算書9ページ、保健衛生費の公衆浴場費800万円の追加は、ポンプ代、ポンプの引き上げ装入費用及びケーブル接続費用等の工事請負費であります。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正額は800万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は262億2,500万円となります。

この財源といたしましては、7ページから8ページまで掲げてありますように、前年度繰越金200万円及び市債600万円で対処いたしました。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） このただいま提案されました内容につきましては、旧蒲生町、蒲生地区の議員の方はるるおわかりだと思えるのですが、私の場合はこの問題はまだほとんどつかんでおりませんので、お尋ねするのですが、今回の提案されてるこの内容について、素人的に考えたときに、非常に大きな金額なんですけど、こういったポンプで再三この蒲生地区の議員からお伺いすると、3年おきぐらいにこれは取りかえているようなお話を聞いてるんですけど、そこらを少し詳しく説明願います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

水中ポンプは深井戸でございまして、約550のところに設置してあります。そういうことで、当初から日本国内には深井戸のポンプというのは当時少ないでした。そういうことで、デンマーク製のグランドフォス社製を使っております。

そういうことで、当初装入してから現在まで6回装入しておりますが、その中の4回につきましては、約2年から長いほうで9年という寿命でございました。そういうことから、平成15年10月に、やはり寿命の長いポンプはないかということで検討して、平成15年10月から新しいポンプを挿入しております。費用も少なく、そのポンプでこれについて今回壊れたわけですが、2回の実績では4年という実績がございます。そういうことで、今回もこの水中ポンプにつきましては、従来のこのグランドフォス社製を装入しようと計画しているところでございます。

○29番（森川和美君） よく中身はわかりましたが、市長にお尋ねしますけれども、このような状況があり、いわゆる外国製のポンプ、水中ポンプを取り入れるということですが、経営的にも非常に厳しいわけですが、ここらのいわゆる提案するときに、私が一番不満があるのは、この説明が足りないということなんですけれども、今回の最終本会議に時期的に、あるいはその修理がたまたま重なったのかどうか、私は疑うんですよね。そういうことも含めて、今後このような状況をずっと継続的に進めていかれる考えなのかどうか。

それから、もう一点は、これは一つの提言っちゃうのはちょっとおかしいんですけども、質疑で。毎年約1,000万から1,500万ぐらいの赤字経営だと思ってるんですけども、このままずっと市が独自の経営手法でやっていかれるお考えなんですか。そしてまた、そのさまざまな器具というんですかね、そこらの使用方法というのがいわゆる素人といいますか、現体制で取り扱いが正しいのかどうかとかいう問題点はないんでしょうかね。

○市長（笹山義弘君） ご質疑にお答えいたします。

足りない点があるとすれば、担当に答弁させます。

まず、このくすの湯の今後の在り方ということですが、今回の補正のお願いをしたのは急な故障ということで、先日もご説明申し上げましたように、白湯での運用ということになりますと、もう温泉として今非常にお客様も多いという中で、特にフォントナの丘が開業いたしましてから、一段と多いようでございますが、もうそういう背景の中で、これは緊急な措置としてやむを得ないことで

はないかと思ひまして、お願いをしているところでございますが、今後につきましては、くすの湯全体の運営のあり方等について、このご説明申し上げましたように、4年ぐらいのスパンであるようでもありますので、この間にくすの湯の今後の運営のあり方、そしてこの活用のあり方等については、この間でしっかり精査をいたしまして、皆様方にまたご相談申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○29番（森川和美君） はい、了解。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○12番（出水昭彦君） お伺いします。

今回、800万予算計上されておりますが、過去の例等から見ますと、ポンプのみの交換費用にしては少し額が上がってきておられるのかと思われまふ。前回の交換時期からいたしまして、その間の値上がりであるのか、またポンプ本体のみでなく、制御盤、揚湯管、パイプ等の交換、電極線等の交換まで含んでおられるのか。また、その際の工期はどのくらいで完了されるのか。

それと、歳入が今回800万中の600万を地方債で充てておられますが、800万の中で地方債を組まれておられるその財政的な背景につきまして、お伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質疑にお答えいたします。

議員ご指摘の件につきましては、このポンプは平成15年の10月からしておりますが、その当時の平成15年の10月につきましては、装入費用が67万円、ポンプ装入に関しては820万ですので、約900万近くのお金がかかっております。

次の平成19年の9月に2回目を入れたわけですけれども、このときには1,012万2,000円でございます。今回の装入に関しましては、業者立ち会いのもと、いろいろ対応したわけですけれども、結果的に壊れているというのが数値的にわかりました。電流の過負荷があったということでした。

そういうことで、今回は水中ポンプ1本分と引き上げ装入、それから、諸経費等を含むということで、800万円想定しております。

工期につきましては、1カ月を想定しておりますが、水中ポンプの在庫によっては2週間で可能ということでございますので、早急な対応を図ってまいりたいと計画しているところでございます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 地方債の関係について答弁をさせていただきます。

金額にもよるわけですけれども、今回800万ということで、その75%の600万を一般単独事業債ということで計上させていただきました。単年度で一般財源を充てることも可能なんですけど、複数年使う施設でございますし、その単年度の一般財源を平準化するということもございまして、今回起債を充てさせていただきました。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○5番（田口幸一君） 大体わかりましたけど、今森川議員も質疑されましたが、経営のあり方、これは市の直轄する今くすの湯だというふうに私は理解しておりますが、将来のあり方として、加治木の龍門滝温泉ですかね、あれは福永建設株式会社が指定管理者としてやっている。だから、もう近い将来そういう始良市内にもあるわけですから、温泉、指定管理者制度に移行するという考えはないかというのが1点。

それから、今総務部次長が説明、答弁されましたけど、一般単独事業債75%、この6ページの地方債600万円ということでございますが、蒲生地区は過疎債というのが、過疎債でいろんな事業を展開しておられますけど、過疎債はこの事業には、ポンプ取りかえの事業には当てはまらないのか、2点お尋ねします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の指定管理者の問題ですけれども、これも旧町時代から懸案になっておりました。そういうことで、平成18年度に一度指定管理者を募集しましたところ、1社が応募があったわけですが、内容等精査する中から、揚湯ポンプの今回のような故障時のときの休業補償との問題等、大きな課題がありまして、実現に至っておりません。そういうことで、将来的にはそういう指定管理者の問題もありますけれども、先ほど市長が申しましたように、多様な施設活用の可能性を模索しながら、検討していけばというふうに考えているところでございます。

それから、過疎債には、今回の件は対象にならないということでした。

○5番（田口幸一君） 了解。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はございませんか。

○13番（里山和子君） 今回こういう形で最終日にやっとなにに合うというような形で、故障したということが出てきてるんですけれども、大体耐用年数がわかっているのですしたら、こういう故障が起こる前に取りかえとか、きちんとした予算という形で出せないものかどうかということが1点と、それから、この衛生債の600万ですけれども、これは地方交付税措置はどのくらいされるのかどうか。

それと、繰越金を200万使っておりますが、繰越金のどのくらい残っているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご指摘の予算の計上でございますが、やはり予算を計上して、備えるべきと考えるところもございまして、ポンプがいつ壊れるかわからないところもございまして、ちょっと長く持つのではないかなということで、今回予算を計上してないところでございました。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 2点ご質問がございました。

まず1点は、地方交付税措置でございますが、地方交付税措置はございません。

それから、2点目ですけれども、繰越金の関係でございますが、繰越金につきましては、本件につきましては24年度の補正ということになっておりますので、現在23年度の繰越金は、決算を見込んでということになります。

したがって、現在23年度の繰越しをおよそ7億程度というふうに判断しております。そのうち

の半分、3億5,000万から4億近くが繰越金になろうと思っております。そして、今回当初で3億近く繰越金を出しておりますので、5,000万から1億ぐらいが繰越金の言うならば財源ということになろうかと思えます。

○13番（里山和子君） 故障をしてみなければわからないようなところもあるんでしょうけれども、もしこの議会に間に合わなかったとすれば、この件で1件で臨時議会を開くということにもなりかねませんが、そういうこともあるわけでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の点も十分反省したいと思います。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はございませんか。

○17番（上村 親君） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目は、これほど回数が多い故障をされて、非常に市民の方には迷惑をかけている直営店の浴場だと思うんですけども、まずその主なる原因ですね、ポンプの。製品の欠陥なのか、4年に簡単に壊れて、これだけの期間を要して金額も要するわけですけども。

それからもう一点、このポンプにしては、今までずっと随意契約で同じ業者に任せてきたのかどうか。

それからもう一点は、その今550mという深さ、深井戸やということですけども、この温泉を掘るときに600m、800mとよく耳にするんですが、これが類似の深さのポンプを使用している製品と、デンマーク製のそのポンプと比較して類似したその深さの何というんですかね、片方はそんなに故障はしないわけですから、何でこんなに頻繁に故障するのかと。そういったところを比較したことがあるかどうかですね。

以上、3点です。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご指摘の点についてお答えいたします。

まず、壊れた原因とポンプとの関係がございまして。蒲生地区のこの深井戸ポンプは1,423m掘削しております。1,400近くのところで温泉が出てきております。その温泉を汲みあげるには、通常は湯量があったら日本製で対応できますけれども、550のところには水中ポンプをしないと、毎分当初は60Lでしたけれども、60Lの温泉が出てこないということで550にしております。

そして、壊れる原因としては、今までいろいろあったわけですけども、鉄分を含んでいる泉源のために、やはりそういうスケールの問題、それから、深いためにいろいろトラブルが起こっております。

それから、随意契約につきましては、当初掘ったこの錦江ボーリング社にお願いしてるところです。深い井戸を掘った関係で、やはり泉源が曲がっていたり、いろいろするんだそうです。そういうことで、装入に非常に技術を要するということで、細部まで熟知しているこの掘削業者をしております。

それから、平成15年に入れた当時から、水中ポンプを入れて1年間壊れたときは保証をするということで、この業者のみ1年間保証するというふうにしております。

それから、議員がご指摘のありましたポンプにつきましては、浅いところであれば日本製があるん

ですけれども、今回もいろいろと日本のポンプの会社にかけてきたところ、やはり深井戸については、あまり実績がないということで、このグルンドフォス社を選定しているところでございます。

○17番（上村 親君） じゃあ、一番市民に迷惑をかけない方法としましては、今後大体4年から5年の中で、こういった事故というか、そういうのが発生するわけですね。そうすると、大体3年計画で事前にもう修理をすると、そういった方法はとれないんですか。休業にして。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘のメンテナンスの関係で、事前に引き上げてするという方法もあるんですが、550のところから引き上げてして修理をすれば、相当な金額がかかるということで、今回お願いした800万になる場合もあるし、それ以下の場合もあるんですが、やはり装入等に非常に工事費がかかるということで、入れたほうがいいということで、その比較検討もした経緯もございません。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第39号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、議案第2号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました議案第2号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、3月7日、9日、23日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

国民健康保険特別会計事業勘定は、被保険者の疾病等について医療給付を行うことを主な目的としていますが、被保険者の高齢化が進み、医療費の増加が続き、国民健康保険制度は厳しさを増している状況です。増加する医療費の節減と被保険者の健康保持増進のための経費等が計上されております。

以上のような説明を受け質疑に入り、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、特定健診等保健師の増員は努力されているか。

答弁、我々の一番の課題は、特定健診の受診率が65%を超えないと、9,000万円というペナルティが課せられますので、受診率向上を目指し、また健診後のフォローにも努めます。医療費削減につながる予防医療のために保健師の増員は強く要求していきます。

質疑、先進地研修は、保健師が行くのか。

答弁、尼崎市と呉市が糖尿病予防で人工透析を減らしたということで、始良市でも取り入れられるか職員を研修に行かせます。

質疑終了後、要旨次のような討論ができました。

討論、反対討論です。職を失い無保険になり国保税の滞納で窓口10割負担の資格証明書の発行で、命を落とす人が多くなってきている。国保は国民皆保険の最後のとりでのはずだ。

2番目は、始良市は24年1月末で資格証298件、短期証703件発行している。国は資格証を発行しない市町村に対して制裁措置を規定しているが、県内43市町村のうち18市町村は資格証を発行していない。

3つ目、資格証の発行は収納率向上に役立たず、住民の命と健康を脅かすことになる。資格証の発行をやめ、国庫負担をふやし誰でも払える保険料にすることが自治体の役目だ。

以上の理由で反対討論とするという討論がございました。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第2号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 議案第2号 国民健康保険特別会計事業勘定予算に反対の立場で討論に参加いたします。

高過ぎる国保税を払えない滞納者がふえ続けております。生活や営業が苦しくなり、国保税が払えない人に対しては親身に相談に乗り、生活の実態を把握して分割納付や減免の措置をとるのが自治体の本来の仕事です。

ところが、実際には払えない人に対する無慈悲な保険証の取り上げや、人権無視の取り立てが全国

各地で行われております。

まず1つ目に、滞納するとペナルティとして資格証明証や短期保険証に切りかえられます。始良市では、24年1月末で資格証298世帯、短期証が703世帯発行されております。全日本民医連の調査によりますと、お金がなくて医療機関の受診がおくれ亡くなった人は、昨年1年間で67人にのぼります。この67人の死亡例は氷山の一角で、全国で5,500人に達すると推計されております。深刻な状況でございます。

保険証1枚でだれもが、どこでも医療を受けることができるという国民皆保険の仕組みが機能不全に陥っている現実です。

また、差押さえの強化の件でございます。国は、自治体に対し国庫負担を削減し、国保を財政難と滞納増に追い込み、滞納者への取り立てを強化し、国保税の収納率を上げようと指導してきています。向上するように指導してきております。預金や給与の口座凍結、物品の押収、物品のインターネット公売、自動車を動けなくするタイヤロックなど、取り立てが行われております。

国保税は社会保障における負担なのに、減免制度がまともに適用されず、滞納が脱税と同じに扱われ、14.6%というサラ金並みの追徴金が課されております。こうした過酷な取り立てを行っているにもかかわらず、国保税の収納率は80%台でございます。高過ぎて払えないという根本の問題を改善しないまま、いくら差押さえを強化し、保険証を取り上げても、住民の貧困と健康破壊が深刻化するだけであります。

国保財政が厳しくなり、保険料の値上げ、滞納がふえるという悪循環を引き起こした現況は、国庫負担の削減にあります。国庫負担を計画的に1984年の改悪前の水準に戻せば、国保税全体の水準を抜本的に引き下げることができます。

さらに、国保税の算定方式などを見直し、所得に応じた保険料、そしてだれもが支払える保険料に改革すれば滞納も減り、持続可能な国保財政になると考えられます。

また、医療費削減につながる予防医療のために保健師の増員を強く求めるものであります。

以上を申し述べ、反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第2号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第2号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第8、議案第3号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第3号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は3月7日、9日、23日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

国民健康保険特別会計施設勘定は、北山診療所において適正な診療を行い、事業を円滑に実施し、地域医療の健全な運営達成のための必要な経費が主なものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第3号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第3号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第9、議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は3月7日、9日、23日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

後期高齢者医療特別会計は、長寿医療制度として75歳以上が対象で、被保険者の疾病及び負傷につ

いて医療給付を行うことを目的として、県内各市町村からの負担金で組織された鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携して事務を進めています。市町村の事務は、被保険者の資格確認・高額療養費申請事務・保険料の収納事務・保健事業を担当し、これらに必要な経費が主なものです。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、今回の2年ごとの改正に伴う後期高齢者の保険料はどのように変わるのか。

答弁、後期高齢者医療は、保険料が均等割と所得割しかなく、均等割が今まで4万5,900円でしたが、今回2,600円引き上げて4万8,500円になりました。

所得割は今まで8.63%でしたが、9.05%になりますので、0.42%の引き上げになります。所得がなければ、年間4万8,500円なので、これに9割、8.5割、5割、2割と軽減がかかり、一番少ない方で4,800円となり、前より300円上がります。

質疑、保険料は平均どのぐらいの引き上げで金額にするといくらか。医療費の伸びはどのぐらいで計算されたか。

答弁、軽減も含めると、1人当たり4.6%の引き上げになり、引き上げ額は年間平均で2,033円になります。医療費の伸びは7.04%で計算しました。

質疑後、討論に入り、要旨以上のような討論がありました。

反対討論としまして、75歳以上の高齢者を対象としたこの制度の4月からの保険料は、2年ごとに決められ、1人当たり平均保険料を年に2,033円、4.61%引き上げ、4万6,235円となり、高齢者に重い負担となる。

また、保険料の賦課限度額を50万円から55万円に引き上げられる。保険料引き上げは、滞納者をますますふやし、高齢者を必要な医療から排除することになる。直ちに廃止し、もとの老人保険制度に戻すべきということから反対討論とする。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。

75歳以上の高齢者を対象に、保険料は2年ごとに決められて、4月からの1人当たりの平均保険料は4万6,235円、4.6%の引き上げになります。高齢者にとっては重い負担となってまいります。

また、保険料の賦課限度額を50万円から55万円に引き上げます。

保険料が引き上がるのは、この制度が75歳以上の人口と医療費がふえるほど保険料引き上げにはね返る仕組みになっているからであります。

さらに未納分、徴収率を99%の設定で1%の保険料は全員で負担。この未納分と健診や電算システ

ム等も保険料で賄います。これらの予算がふえるほど、保険料を押し上げる要因になってまいります。保険料の引き上げは、滞納者をますますふやし、高齢者を必要な医療から排除することになりかねません。直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきであるという立場から反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第4号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後2時23分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時32分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第10、議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は3月9日、23日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

介護保険特別会計保険事業勘定は、要支援者及び要介護者が日常生活を営むために必要な介護保険給付費と、要支援者及び要介護状態になる恐れのある二次予防事業対象者並びに一般高齢者を対象とした地域支援事業費に必要な経費と認定調査に必要な経費等の計上です。

その財源といたしましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、保険料、繰入金等が計上されております。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、介護給付費準備基金をどれだけ繰入れての保険料設定になったのか。それとあわせて、県の安定化基金はどのくらい繰入れしたのか。

答弁、準備基金は現在のところ1億6,853万1,000円ですが、今回の補正で9,741万計上し、2億6,594万1,000円が実際取り崩す前の金額になります。今回、保険料軽減のためにほぼ現状の基金残高を使い切る形で1億6,825万2,798円を繰入れしました。

一方、県の財政安定化基金ですが、取り崩し前は8,207万8,530円あるものを、今回4,860万8,202円取り崩しました。保険料を軽減するための取り崩し額としては、2億1,686万1,000円となります。

質疑、介護予防ボランティアポイント制度の詳細を示せ。

答弁、ボランティアの対象は、入所施設を含め通所型施設、デイサービス事業所を想定しました。ポイントは、地域活性化にもつながる商品券を考えています。

質疑後、討論に入り、要旨次のような反対討論、賛成討論がございました。

はじめに、反対討論ですが、1点目に、市町村が3年ごとに設定する介護保険料は、基準値で月340円、8.5%の引き上げで4,340円となり、年額4,080円の増額の5万2,100円になる。介護保険は、所得税、住民税、国保税と比べて所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆転性が強く、低所得者に重い負担になる。

2点目、介護報酬1.2%引き上げだが、実質マイナス改定になる。介護職員の処遇改善交付金を廃止し、介護報酬に組み込み、国の負担を減らし地方自治体の利用料、保険料の負担がふえる。

3点目、生活援助が縮小され、これまでも時間短縮を進めてきたが、さらなる時間短縮は在宅高齢者の命綱である生活援助を奪うことになる。以上の理由で反対討論とする。

次に、賛成討論です。薩摩川内市、霧島市に続いて始良市でも高齢者の皆様の健康長寿を願い、介護予防ボランティアポイント制度が実施される。中身については県のほうからの流れもあるようで、未確定な部分が多いというふうに確認はしたところだが、高齢者の皆様が生き生きと生きがいを感じながら健康で、また社会貢献もしていただく一挙両得の制度である。これをしっかり実現できる予算計上の入った今回の介護保険特別会計保険事業勘定に対して賛成とする。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 議案第5号 介護保険特別会計保険事業勘定予算に反対の立場で討論に参加いたします。

介護保険制度は、2000年の4月に始まりまして、家族介護を解決、そして社会全体で介護を支えるとして導入されました。にもかかわらず、親の介護のための離職、そして高齢の配偶者や子が高齢者を介護する老々介護などが常態化しております。

導入後のこの10年で、介護とともに命を絶つ人が400件起きており、深刻な事態が広がっております。介護が必要と認定されても、サービスを利用していない人、介護の必要性ではなく、重い利用料

負担によって幾ら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっております。

施設の待機者も、入所待ちがあたり前になっており、「保険あって介護なし」の状態を変え、だれもが使いやすい制度にすることは切実な要求であります。

まず、反対の1つには、介護保険は3年ごとに見直され、2012年度からの保険料の基準額は月額4,340円となります。年額で5万2,100円となり、これまでより4,080円の8.5%も引き上げになります。介護保険は所得税、住民税、国保税に比べて所得の少ない人ほど負担の割合が高くなるという逆進性が強く、低所得者に重い負担となります。

自治体によっては段階設定を細分化し、低所得者の負担を軽減するなどの取り組みを行っております。

2つ目には、介護報酬は1.2%引き上げますが、実質マイナス0.8%の改定になります。介護職員の処遇改善交付金をこれまでありましたけれども、これを廃止し、介護報酬に組み込みます。このことは、事業所の経営を圧迫し、賃金の引き下げになると懸念されております。

そこで、処遇改善加算として要件を満たした事業所に加算いたしますが、3年間限定の措置です。交付金を報酬に組み込むことで国の負担を減らし、地方自治体と利用料、保険料の負担をふやすこととなります。

3つ目には、生活援助の縮小です。現行では30分から60分未満でございますが、これを45分未満にするものです。在宅の高齢者に対する生活援助、ヘルパーによる掃除や洗濯、調理などの縮小です。これまでも時間短縮を進めてきましたが、さらなる時間短縮はヘルパーの一層の多忙化と離職に拍車をかけることになり、また、在宅高齢者の命綱である生活援助を奪うことにもなります。

改定の一部を述べましたけれども、今回の改定は効率化、重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を強いるものとなっております。だれもが安心して利用できる保険料や利用料の減免制度を、国の制度として確率すべきであります。

2010年4月時点で独自の減免を行っている市町村が529自治体の33%あります。始良市においても、独自の減免で低所得者負担軽減を行うべきだと考えます。

また、介護保険制度はサービス料や事業者への介護報酬を引き上げると、保険料や利用料の負担増に連動します。この根本的な矛盾を解決するために、国庫負担を当面10%ふやすことを提案し、反対の討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○2番（新福愛子君） 議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算に対して、賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の予算では、霧島市、薩摩川内市に続いて高齢者の健康長寿を願って実施される介護予防ボランティアポイント制度が計上されております。

内容については、県からの流を見ながらボランティア活動の対象施設との交渉やポイントの内容など、現段階では確定できていない部分もありますが、高齢者の積極的な社会への参加と貢献を奨励し、介護予防に対する意識向上と自助努力が図られることが期待されております。生涯健やかでともに支え合い、生き生きと暮らせるまちづくりのために、賛成といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第5号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第11、議案第6号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第6号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は3月9日、23日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定は、介護保険法に基づく「要支援1」及び「要支援2」と認定された高齢者への介護予防サービス計画を、始良市地域包括支援センターにおいて作成するために必要な経費の計上です。

その財源としましては、サービス収入、繰入金及び諸収入が計上されております。

この後、質疑を受けましたけれども、特に報告するような質疑、討論もなく採決の結果、議案第6号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予

算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第6号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第12、議案第7号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第7号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

はじめに、歳入の主なものは、水道使用料3,260万1,000円で、上水道と同様に市民の節水意識の高まりや節水機器の普及等により使用量の減が見込まれることから、平成23年度水道使用料の収入見込額で計上しています。

なお、昨年度決算額3,412万3,000円より約150万円の減となっています。

主なものは、償還等に充当する一般会計繰入金7,643万9,000円及び中野簡易水道配管整備工事に充てる簡易水道事業債3,220万円です。

歳出では、簡易水道6地区の施設（始良2、加治木2、蒲生2）、飲料水供給施設5施設（始良5）の管理費と、昨年、霧島市との水道の相互利用の協議書による中野地区簡易水道の配管整備工事費3,225万円及び償還に伴う公債費7,096万4,000円が主なものです。

次に、主なる質疑について申し上げます。質疑、簡易水道の施設の耐震診断は行っていないとのことだが、必要ではないのか。

答弁、簡易水道の施設については、始良、加治木、蒲生地区のそれぞれ2カ所ずつの合計6カ所あります。これらの施設の中には、簡易水道事業でなく他の営農飲雑用水事業等の農政サイドの事業等で整備したものがあります。耐震化につきましては、新設する箇所はNS管のような耐震性のものを使用し施工いたしますが、現状といたしましては、更新時あるいは耐震診断等の結果によって、その整備をしていかななくてはならないと考えております。

しかしながら、簡易水道につきましては、耐震診断の予算措置をしておりません。ただし、給水人口の多い加治木の上場地区は1,400世帯ぐらいございます。緊急時に影響が大きいところを優先して、今後、検討させていただきたいと思っております。

質疑、加治木の上場地区の西簡水が、昭和54年の施設で一番古い配水管であり、耐震の面を考えると布設替えが必要ではないかということであるが、一度に取り替えを行うとなると、莫大な費用がかかる。年次的なものとしてとらえ、一般会計繰入れを行ってでもやるという考えはないか。

答弁、蛇口から出る市民が使う水は、上水道も簡易水道も一緒ですので、そういう観点から、簡易水道については今後検討させていただきたい。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第7号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第7号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第13、議案第8号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第8号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

はじめに、歳入の主なものは、下水道使用料1,350万2,000円で、平成23年度下水道使用料の収入見込額を算定し、昨年とほぼ同額で計上しています。

なお、昨年度決算額1,402万9,000円より約50万円の減となります。

一般会計繰入金4,316万8,000円は、償還金等に充当するための計上です。

歳出では、汚水処理場等の維持管理費及び償還に伴う公債費3,685万8,000円の計上です。

次に、主なる質疑について申し上げます。質疑、概要説明の中で歳入の下水道使用料が平成22年度決算より50万円の減となるとあるが、下水道使用料の積算根拠を示せ。

答弁、概要説明で平成22年度の決算額と比較をしていますが、これは裏を返せば年々水道使用量が減ってきているという意味合いで比較をしたもので、予算計上につきましては、過去3年間の平均によって使用料を予算措置しております。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第8号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第8号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第8号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第14、議案第9号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第9号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

はじめに、歳入の主なものは下水施設使用料5,881万7,000円で、本年4月から始良ニュータウンの処理施設が移管されることから、平成23年度下水施設使用料の収入見込額に始良市ニュータウンの使用料見込み分を加算した額で計上しています。なお、昨年度決算額2,187万9,000円より約370万円の増となります。また、寄附金1億5,955万円は、移管に伴う始良ニュータウンの基金を寄附金として受け入れるための計上です。歳出では2カ所の汚水処理施設等の維持管理費及び基金積立金1億6,255万円等の計上です。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、一般管理費、高熱水費の電気料金は新生町が1カ月当たり43万円、始良市ニュータウンが27万円、この16万円の差の理由と委託料、共通事務委託料360万円とあるが、これは何か。また、始良ニュータウンに事務所があるが、この建物の管理委託等はどうするのか。答弁、電気料金につきまし

ては、始良ニュータウンは地形的に自然流下で汚水が流れ処理します。新生町とは施設の構造的な部分で差があります。共通事務委託料は、水道事業部のほうでこの地域下水道の使用料の算定など、いろいろな事務を行います。そこで、水道事業部に委託料を支払うための予算計上です。事務所については、団地管理組合から地域のより所として活用したいという意向がございましたので、現在所管する財政課財産管理係のほうには話はしてあります。借用の方向で話が進むものと思っております。

質疑、一般管理費、委託料の始良ニュータウンの施設管理は、ことし4月から市に移管されるわけだが、どのような形で委託料を算出したか。また、平成24年度以降の施設管理委託の考え方を示せ。答弁、これまで始良ニュータウンの施設管理は民間会社に委託されてきました。その会社にも今回、予算を計上するにあたって見積りをいただいております。それと平成20年度から平成22年度までの団地管理組合の決算等を参考にさせていただきながら、平成24年度は予算計上をさせていただきました。施設管理の委託につきましては、従来新生町、始良ニュータウンとも別々な事業所に委託しています。平成24年度につきましては、始良ニュータウンは現地を熟知された方ということで、その業者に委託したほうが有利ではないかという観点から、今のところ随意契約の方向で考えております。今後は競争入札の方向で考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第9号 平成24年度始良市地域下水道処理事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） この委員長報告の中に、上のほうで2、4、6、8行目ですか、なお、昨年度決算額2,187万9,000円より370万増であるんですけど、3,700万じゃないんですかね。これは始良ニュータウンが移管した後の値上げになった部分を言っているのか、何かちょっと意味がわからないところがあるんですけど、ここ370万で大丈夫なんですか。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩します。

（午後3時03分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時03分開議）

○議長（兼田勝久君） 答弁を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 今の昨年度決算額2,187万9,000円より約370万円の増となりますということで、これは計算をすればこのようになります。間違いありません。どこがどのように違うんですかね。

○13番（里山和子君） 始良ニュータウンが移管してからと移管前の料金が上がっているわけですね。

れども、その差額はどのようになっているのかは審議されておりませんか。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 今、里山議員が言われるとおり、審査しておりません。俎上にその会議の審査上に上ってきませんでした。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） ちょっと困りましたね。議案第9号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計予算について、反対討論いたします。

平成24年度から新生町に加えまして、始良ニュータウンの処理施設にかかわる使用料が追加、計上されました。使用料及び手数料が3,703万7,000円、前年度よりふえておりますが、始良ニュータウンの処理施設は1,402戸の利用で、平均的な使用量が22m³の場合、使用料は月額2,252円となります。市に移管されて消費税相当分である5%が新たに加算されましたので、22m³の場合、使用料は月額112円増額されることとなります。年額で言いますと1,344円の値上げになるわけです。始良ニュータウン全体が1,402戸でありますので、この平均的な値上げ額をかけますと、大体188万4,000円ぐらいになりますけれども、平均でこのぐらいの、まだ多くなる可能性が、私、質疑のところで聞いてなかったものですから総額が出ませんけれども、相当200万近くは値上げになると思いますので、市民負担がふえるということで反対討論といたしておきます。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第9号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第15、議案第10号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登壇

産業文教常任委員会に付託されました議案第10号 農林業労働者災害共済事業特別会計予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は平成24年3月7日、14日に開催し、担当部長並びに関係職員の出席を求めて詳細に審査いたしました。農林業労働者災害共済事業は、農林作業中に不幸にして事故や災害に遭われた方を救済する事業です。

平成24年度予算は歳入歳出同額の203万3,000円です。歳出の主なものは、災害共済補償費186万7,000円です。その内訳は医療共済見舞金73万円、診断書料7万円、休業見舞金72万円、傷害見舞金34万5,000円、遺族共済見舞金及び葬祭はそれぞれ当初設定のみの1,000円となっております。

歳入の主なものは農林業災害共済掛金122万9,000円と一般会計からの繰入金80万円です。平成24年度の加入者の見込み数は、加治木地区は平成23年度と同程度382戸、641名、始良地区と蒲生地区は農家世帯数の2割を目標に設定し、始良地区223戸、379人、蒲生地区114戸、245人に設定いたしました。全体では719戸、1,265人を想定しています。特に報告するような質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第10号 農林業労働者共済事業特別会計予算は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第10号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第16、議案第11号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第11号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計予算について

て、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、関係職員の出席を求め、審査いたしました。

土地区画整理事業につきましては、帖佐第1地区土地区画整理事業の換地処分事業が完了したことから、清算金徴収交付事務を行うための計上です。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、土地区画整理費で保留地の面積精算で、契約より確定面積の狭かった分の一般保留地、条件付き保留地、付け保留地の件数を示せ。答弁、一般保留地が18件、条件付き保留地が9件、付け保留地が2件の合計29件です。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第11号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○29番（森川和美君） 時間が大分余裕ができましたので、一つお尋ねしますが、報告にもありましたように、帖佐第1土地区画整理事業は、ほとんどの事業作業が完了しているということです。

そこでお尋ねをしたいのが、今後この区画整理の事務所、この管轄の作業の体制の方向づけというものが、説明があったかどうか。そしてまた、そのような議論があったかどうかお知らせ願いたいと思います。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） お答えいたします。

今、森川議員が言われたような、そういう論議、執行部の説明はございました。仮換地処分が済んだ後、今ここにも私が申し上げましたが、帖佐第1地区土地区画整理事業の換地処分事業が完了したと、これは今年の10月4日だったと思います。その後また整理をして、あそこのまだ売れ残った保留地が、まだまだたくさん残っております。それは今、市役所の財政課管理系のほうにもう移して、しかしまだ売れ残った土地は、しばらくの間、区画整理課というのがまだ閉鎖にはならないということですから、できるだけ売って仕事をしたいということでございますので、そのための臨時職員等も採用されておりますので、しばらくの間、ここ一、二年はあの区画整理課の事務所はそのまま残るといふ執行部の説明でございました。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第11号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第17、議案第12号 平成24年度始良市水道事業会計予算を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第12号 平成24年度始良市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと、3月7日、8日、9日、23日の4日間開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め審査いたしました。

はじめに、収入の営業収益は、市民の節水意識の高まりや節水機器の普及、各事業所の使用量の減が見込まれることから、平成23年度給水収益の収入見込み額の98%で計上しています。昨年度予算額より約3,000万円の収益減となります。営業外収益は、平成23年度当初予算とほとんど変わりませんが、雑収益の受託料については、簡易水道、地域下水処理事業及び城地区簡易専用水道の受託業務量の増加により、昨年度より約250万円の増となります。資本的収入は資本的支出（建設改良費）の工事請負費の増による企業債の増、山田の県河川改修に伴う水源地改修工事補償金等により、昨年度より約1億5,000万円の増となります。

支出は水道事業費用としまして、昨年度に比べ減価償却費等の減により、約3,300万円の減となります。委託料で主なものは配水及び給水費で、加治木の配水池耐震性能評価診断業務委託、改良費では3地区の水道施設監視・制御システム構築業務委託、船津浄水場濃縮施設実施設計業務委託及び始良市水道事業創設認可申請書作成業務委託になります。総係費の手数料で主なものは、水道料金コンビニ収納を平成25年2月から本格稼働することから、初期設定手数料、収納代行手数料を計上しています。なお、これにあわせて簡易水道施設事業特別会計及び地域下水処理事業特別会計についても予算計上を行っています。改良費で主な工事請負費は道路改良工事等に伴う配水管布設工事1,540m、老朽管更新に伴う配水管布設替工事3,387m、平成23年度造成工事からの継続事業で蒲生中迫配水池築造工事1,570 t、河川改修に伴う山田水源地改修工事及び取水減少に伴う加治木中央浄水場取水さく井工事65mを行うための計上です。また、現在給水運搬用の可搬式タンク2基1 tと、1.8 tを保有していますが、今後の市内外の災害等に対応するため、給水車、固定式2 tから3 tの購入費を計上しています。

次に、主なる質疑について申し上げます。

質疑、収入の営業収益は平成23年度給水収益の収入見込み額の98%で計上したとあるが、給水人口の増加を見込んで計上すべきと考えるがどうか。答弁、給水人口は増加しています。給水戸数にして、平成22年度と平成23年度とを比較すると、平成23年度が500戸ふえています。しかし、それにもかか

わらず給水収益は平成23年度につきましても減少しています。これは皆さんの節水意識の向上と節水器具が普及してきたことが原因ではないかと考えます。

質疑、水源地や水道を供給する事業所等、各施設の耐震性は大丈夫か。また、予算計上している耐震評価診断は、市内全部の水道に関する施設をするのか。答弁、始良の事業本部は昭和56年度以降の建物ですので、浄水場の建物については、ほぼ安全だと言えます。その他の配水池では、平成24年度に予算計上しています蒲生中迫配水池は、耐震用PCタンクで施工する計画でございます。その他の施設については、予算計上しています耐震評価診断の結果によって、徐々に耐震化を図っていくことになると考えています。平成24年度に計画しております耐震評価診断は、特に加治木地区の配水池が古く、第1配水池が昭和30年、第2配水池が昭和46年、第3配水池が昭和55年に築造されており、これら三つの配水池を行うものでございます。

質疑、総係費、備消耗品費の中で防災備蓄用給水袋6,000枚の配布割り当てを示せ。また、資本的収入、工事負担金の消火栓設置負担金が10基分で計上されているが、設置箇所を示せ。答弁、防災備蓄用給水袋6,000枚は、事業本部に蓄えておきます。防災備蓄用給水袋は、現在始良に10Lが3,000枚、加治木に10Lが1,500枚あります。今回6Lを6,000枚購入するわけですが、今後各支所に給水人口に応じた割合で配置する予定です。消火栓10基分の設置箇所の内訳は、布設替え工事の工事場所に8基、残り2カ所は新設工事のところを予定をしています。

質疑、資本的支出、改良費、委託料の中で、認可申請に伴う重富水源水質調査業務委託とあるが、どのような業務委託か。答弁、重富地区の水源を入れ込むための認可申請を行うにあたって、揚水試験と水質試験を複数回しなければならず、今1回しかしておりません。平成24年度、再度検査して認可申請を行っていきます。

質疑、固定資産購入費、車両及び運搬具の給水車1,200万円、この給水車の必要性和何人分ぐらいの給水ができるのか示せ。答弁、現在、水道事業部では1tと1.8tのタンクだけを所有しています。水を運搬する際は、所有しているトラックにタンクを積み込み、ロープを縛りつけて運搬作業を行います。タンクは4名いないと設置できません。緊急時にこの人数がいなくてどうにもできないという現状と、7万5,000人からなる世帯を持つ本市でございますので、災害等の緊急時に備えて、1台は給水車が必要ではないかということから、非常に高価なものですが1,200万円計上させていただきました。この給水車でどの程度の人数を賄えるかということでございますが、3t車で6Lの給水袋500枚分ということになります。1回がそれだけですので、各避難所に何回か運搬することで、かなりの量を運搬できます。また、今後は既存の1tと1.8tのタンクと併用して使用することになります。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第12号 平成24年度始良市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号 平成24年度始良市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第12号 平成24年度始良市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第18、請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書について、委員会は3月12日と23日に開催し、全委員出席のもと請願者と紹介議員の出席を求めて審査しましたので、その主なる経過と結果について報告をいたします。

政府は、地域主権改革を声高に主張し、国民の義務づけ・枠づけの見直しと基礎自治体への権限移譲、地方交付金の一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。

この地域主権改革の名のもとに、国の出先機関を整理統合、自治体に移譲することは、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任をもって行うこと放棄するものであり、国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

請願項目は、1、地方に犠牲を強いる地域主権改革は行わないこと。2、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。この2項について意見書が提出していただきたいとの請願書でございます。

主なる質疑、意見書の中に国の義務づけ・枠づけの見直しとありますが、具体的にはどういうことか。答弁、今まで道路法であったり河川法など、いろいろな法についてはいろいろな条件づけがあったわけですが、基礎自治体に権限移譲するからには、そのような条件、義務付けをなくします。枠づけを見直して地方自治体で完結できるように示されています。地方主権改革大綱の中にそれぞれの法の具体が示されています。

質疑、鹿児島県生活関連公共事業推進連絡会議の構成団体は、どのような団体か。答弁、国土交通省の労働組合、全国建設労働一般組合（ダンプの運転手、左官など民間の組合の方）、港湾空港の労働組合、自治体労働組合の四つで構成されております。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。請願第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第19、請願第2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用についてを議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました請願第2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用について、委員会は3月12日と31日に開催し、全委員出席のもと請願者と紹介議員の出席を求め審査しましたので、その主なる経過と結果について報告をいたします。

既に廃止が決定されている重富交番の施設、及び現在農産物の直売所になっているあいら農協重富支所の全面撤退が計画されています。

そこで、関係地域の自治会代表及び有志において、同施設を有効活用し、同地域の今後のまちづくり計画や新興策について協議をし、活力ある地域づくりを実施したい。

具体的要望は、一つ目に重富交番建物の払い下げ、2、あいら農協重富支所の土地、建物の購入もしくは借り上げ。活用策、1、重富交番建物、一つめに防犯パトロール（青パト・警察）隊の立ち寄り所。二つ目に、地域住民の多目的集会所、三つ目に観光案内所（貸し自転車等の設置）、4番目にその他。

二つ目のあいら農協重富支所については、資源ゴミ収集ステーション、これは指定日に搬出できなかった人への対応であります。二つ目には、地域有志による物産館、軽食喫茶店の運営、三つ目には重富小学校行事に伴う駐車場、運動会、その他、四つ目にフリーマーケットの開催、その他です、などが計画をされております。

質疑、自治会長さん方の意見の中に、重富交番の存続を望む声はなかったか。答弁、二、三の方々の意見として、交番は残さなければいけないとの意見もあったが、県が10年ほど前から進める統廃合計画であるならば、反対をするよりも、その利活用について考えるほうがよいとの意見が大半でした。

質疑、重富交番の3月廃止についての決定がなされたのか、確認はされたのか。答弁、始良警察署の副署長さんとお会いして、3月いっぱい職員はいなくなるということを確認はとってあります。日付がいつ決定したかは確認はしておりませんが、始良交番に統合されるということは確認しております。

質疑、JA重富支所の全面撤退の趣旨が記載されているが、確認はされたのか。答弁、JAあいらの組合長さん、監事さんと直接お話をし、確認をしました。野菜物産館の販売については、今、新鮮蔵はAコープに移し、希望としてはあの施設は売りたいと思っているとのこと。しかし、行政とのかかわりもあり、貸してほしいとの要望があればやぶさかではないと言っておられました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、これが6月議会であれば賛成できたかもしれませんが、跡地利用については、およそ賛成ですが、市に返還されてもいないですし、廃止されることは聞いておりますが、正式決定されて市に返還されたわけではない。交番廃止には反対している立場ですので反対とします。

採決の結果、請願第2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（笹井義一君） 1点だけ質疑をいたします。

このあいら農協支所の跡地です。新鮮蔵がある、あの場所と思うんですが、面積はどの程度でありますか。その辺はお調べになっておりませんか。

○総務常任委員長（有馬研一君） 面積等は調査しておりません。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 請願第2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用についてについて、反対討論をいたします。

県内でも交番や派出所の閉鎖というようなことで、喜入とか福山地域などではたくさんの反対陳情の署名が集められたりしている地域もあります。吉田北の派出所ですか、あそこを黄色い旗がたなびいて反対を強くされていらっしゃるようです。県警もその反対の度合によって考慮されているというような状況も聞いております。

重富交番については、私も一般質問で住民の声を反映して反対の質問をした、閉鎖についての反対の質問をしたんですが、地域の自治会長さんたちの集まりでは、反対も二、三あったけれども、県警が10年来計画していることであるので、仕方がないのじゃないかというような意見が多かったと。

このような跡地利用というようなことを考えられて陳情されたということですがけれども、まだ県警から正式に決定は市にも来ていないわけでごさいます、その正式に決定してからこのような陳情をやっぱり出すべきではないかなど。やっぱり閉鎖に反対の住民も結構いるわけですから、あまりにもまだ正式決定していないのに、こういう陳情が出されるのはいかがなものかということで、反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○2番（笹井義一君） このあいら農協重富支所につきまして、私はなぜこの面積を聞いたのかと言いますと、資源物収集ステーション、このあたりがやっぱり地域として設置が必要であろうと考えたわけです。ですから、今この活用策を見ると、大変賛意が出るような、そういう動きがございまして、これはしっかりやるべきではないかということを考えております。

ですから、どの程度の広さかどうかということが一つ問題はあるわけですがけれども、地域の活性化につきましては、これはしっかりと保有して、あるいは借り受けて、そして活用していただければ、これはいいのかなということ賛成討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願2号 重富交番及びあいら農協重富支所跡地の活用については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。請願第2号 重富交番及びあいら農協重富市支所跡地の活用については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後3時44分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時54分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第20、陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書の審査の経過と

結果を報告いたします。

当委員会は3月9日に開会し、委員会を協議会に切りかえて陳情者の西園健三氏に陳情の趣旨説明を求めました。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、障害者自立支援法改正案に対して、国の総合福祉部会で60項目の骨格提言を提出したにもかかわらず、厚労省は12の項目しか入れなかったということだが、3から7の項目とはどういう内容なのか。答弁、法の目的、法の理念の頭の部分はあったのですが、具体的な提言に対しては唯一、グループホーム、ケアホームの制度に関しての点だけでした。完全に取り入れてもらったのが3項目、不十分ながらも一部取り入れてもらったのが9項目でした。あとの48項目については、全く触れられていません。

質疑、応能負担というのは全く入れてもらえなかったのか。答弁、そうです。根本的な応能負担は、余裕のある人は払えますけど、応益負担については障がい児を持った若い母親には、たとえ1割負担でも児童デイサービスを利用したくても利用できない重い部分になります。その根本がなくされていけませんので、ぜひ応能負担に戻してほしいと思います。

質疑、障がいの程度区分は6ランクあると聞いているが、そこの考え方は。答弁、厚生労働省案で3年間引き延ばされましたが、障がいの区分を本当にきちんとしてほしいのです。この程度区分が一番大事なところですので、特に障がいの重い方にとっての区分をきちんとしてほしいのですが、3年間、引き延ばされたということで、厳しい現状がさらに続くということです。

質疑後、協議会を委員会に切りかえて討論に入り、次のような討論がありました。

厚生労働省の改正は、名称を変えるだけで障がい者の気持ちをくみ取っていない。総合福祉部会の骨格提言を受け入れて、中身のある障害者総合福祉法にすべきだという立場から賛成する。

国の改正案は、障害者自立支援法の名称を変え一部の改正にとどまっている。骨格提言はこれまでの自立支援法を廃止し、障がい者の対象から権利の主体へと転換することを理念としている。理念に沿った支援法を充実すべきだという立場から賛成する。

討論後、採決に入り、採決の結果、陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書は、全委員賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

○24番（堀 広子君） 賛成の立場で討論に参加いたします。

まず一つに、2006年に導入されました自立支援法は、障がい者が生きていくために必要な支援を益とみなして、障がい者に1割の応益負担を強いる過酷な制度です。障がい者を障がい程度で6ランクに分けて、機械的にサービスの内容を一方向的に決め、利用制限の手段とされています。障がい者の生活実態や支援の要望が反映されない仕組みとなっております。

改正案は、自立支援法の名称と理念、目的を多少手直しし、一部改正にとどめております。障害者

自立支援法を廃止し、障がい者を保護の対象から権利の主体へと転換することを理念にする骨格提言に沿った総合福祉法を実現すべきであります。

以上申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。陳情第1号 障害者福祉法の改善・拡充を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第21、陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）について、委員会は3月12日と23日に開催し、全委員出席のもと審査しましたので、その主なる経過と結果について報告します。

陳情の趣旨、平成23年11月18日、陳情第8号での陳情は不採択であり、その理由を情報開示により知ることができましたので、以下の理由により再陳情するものです。

理由、1、さきの陳情において趣旨採択について、陳情ヒアリングにおいて委員は施設の重要性を理解しているとしていながら、委員ではそのことについては討議がなく採択に至ったことは、陳情を軽視したことである。2、施設の不足は、始良市第1次総合計画において現にその事実を認識しているのであり、陳情者も施設の不足をどのように解決すればよいかを議会に陳情したものであり、根本的に考え方の相違として不採択としたことは、どの箇所に根本的考え方の相違があるのか不明である。3、旧アイル・アイラは民間のものになっているのは、そのとおりである。しかし、施設が必要であるとすれば、開発公社などにその取得の検討をお願いすれば、事足りるものである。開発公社は民間の物件を先行取得し市政に寄与するものであり、市勢に活力を与えるものであると信じている。4、旧アイル・アイラのグラウンド（旧サンピアアイラの多目的グラウンド）約1万m²を公益ありとして、運動広場及び災害発生時において使用するとして、無償にて借り受けた。（ただし、借り受け部分は固定資産税の減免措置あり）借り受け目的からして、本件の位置は今後も公益、災害発生などからして、最も重要な位置になるのであり、取得等を含め議会において検討委員会を設置されたい、という中身でございます。

以上が陳情の内容であります。

委員から、次のような意見が出されました。

1について、この問題については、前回に限らず昨年12月以来、真剣に討議をしてきており、不採択にしたことがこの問題を軽視したことにはあたらない。

2について、施設そのものが第三者の手にわたっていて、その活用方法もこちらは聞いて確認を聞いている。この物件が売りに出ているのであれば理解できるが、そこが根本的な意見の相違と思っている。

3について、開発公社は市が一定の方向を示さないと買わないのであって、先行取得ができるものではない。

4について、昨年3月議会において、始良市企業立地促進条例の一部の改正を行い、本市への企業の立地促進を図るために、適用対象業種の拡大を図り、旅館、ホテル施設についても、本市への企業進出を促す措置が講じられた。今後の市長及び担当部局の積極的な誘致活動を見守ることで、現段階における検討委員会の設置は考えていない。

以上で採決に入りましたが、討論はなく、陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）は、全員一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立少数です。陳情第2号 陳情書（陳情第8号の不採択に伴う再陳情）は、不採択とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第22、議案第36号 始良市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第36号 始良市副市長の選任について、議会の同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

本件は、始良市副市長、西慎一郎氏の後任として大橋近義氏を選任いたしたく、議会の同意を求め

るものであります。

西氏につきましては、選任の同意を議会に求めた際の質疑にお答えしましたとおり、今月末をもって県へお戻りになることになりました。始良市の草創期と申しますか、礎を築くべき重要な時期に副市长という大役を十分に果たしていただき、深く感謝しているところであります。

大橋氏は、参考資料に明記してありますとおり、昭和40年3月、鹿児島県庁に入庁後、林務水産部水産技術開発センター整備室長、商工観光労働部次長、鹿児島県住宅供給公社理事長など、数々の要職を歴任されております。また、平成18年3月の退職後においても、昨年6月まで奄美空港ターミナルビル株式会社の代表取締役社長に就任され、離島の振興発展に尽力してこられました。

大橋氏は始良市三拾町にお住まいであり、現在65歳、その人格、経験ともあわせまして卓越した識見と指導力を高く評価し、その行動力に期待するものであります。

このような観点から、県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくりの積極的な展開を図る始良市の副市长として、最も適任であると確信して、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。里山議員。

○13番（里山和子君） 副市长の人事についてですけれども、男女共同参画の立場から、女性の副市长も検討するというふうに、前回のときでしたか、市長は確かに答弁をされているんですけれども、今回は男性の方に提案があるようなんですけれども、女性の副市长ということで検討はされたのかどうか。最初からもう検討されなかったのかどうか、そのあたりを伺います。

○市長（笹山義弘君） 人選につきましては、県のほうにもいろいろとご相談もしたところでありますが、適任者がいなかったということでございます。

○13番（里山和子君） 検討はされたということで、適任者がいなかったということですが、西副市长が2年近く副市長を務められたわけなんですけれども、県の現職で始良市に来ていただいて、また帰られるというような形で副市長になられたわけなんですけれども、県とのパイプは現職ですから強かったとは思いますが、県との関係でどのような始良市に対する貢献があったのかどうか。本人を目の前にしてですけれども、お答えいただきたいと思っております。

○市長（笹山義弘君） 新生始良市でございますので、市政を運営する上で、また種々の課題がございますが、その課題解決のためにいろいろと県・国のお知恵をいただかないといけないということでもあります。そういう中にありまして、始良市の新たな歴史をつくるという意味合いからも、非常に県とのパイプも渡していただきましたし、種々の事業が思いのほかスムーズに進んでいるのは、そのお蔭というふうに考えておりまして、高く評価をさせていただくところでございます。

○13番（里山和子君） 私も確かに、県とのパイプは強くして県の補助事業等をどんどん導入して、始良市の事業を進めていくということは大事なことだというふうに思っております。

なかなか裏の努力だったということで、表にどのように表れているかというのは、私どもには直接はわからなかったわけですが、今回、この大橋近義さんという方が提案されているんですけれども、県庁在職の期間が長いようなんですけれども、この方に対して特にどういうことを期待しての副市長就任ということで、市長は考えておられるのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市は始良町、加治木町、蒲生町が合併して、新生始良市として誕生したわけですが、そういう中で行政区域としては始良町区域が一番広いわけであります。

そういうことから、今回大橋氏をお願いしようという経緯の中には、何と言いましても地元の生え抜きであるということが一つございます。したがって、地元の事情に非常に明るいであろうということを、まず期待したところであります。

それから、種々の経歴をここにお示ししておりますけれども、その行政力といいますか、非常に決断のあらわれる方でありますし、何と言いましても苦勞を重ねて、これらの種々の重責を担ってこられたということは、まさにその人間性も物語っているのではないかとこのことを考えまして、総合的に判断したところであります。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○29番（森川和美君） まず、西副市長、大変ご苦勞さまでございました。

それとて、この副市長の件については、私も注目をしておりましたが、先ほど市長からもございましたように、広域的なこの始良地区から出ささせていただいたことに喜びを感じているんですが、そこで二つお尋ねしたいんですけれども、この大橋氏は、平成23年6月に奄美空港ターミナルビル株式会社の代表取締役社長を退職されておるようでございますが、この時点でもう市長は大橋氏をというふうに意中の中に決めておられたのかどうかです。

これが1点と、先ほど適任者だと、すばらしく経歴もあって、今後2年間頑張っていたきたいということで、提案されているようでございますが、過去に相当数お会いをされていらっしゃるのか。この2点をお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） このような人選を図る上で、多方面にいろいろと情報をいただくということもする必要がございますし、また私の今まで経験した中で、県の皆様方とも接する機会も多かったわけですが、そういう中での人となりをいろいろと見る機会もあったわけです。

そういう中から、この方の優れているということは以前から承知しておりましたけれども、その中で今回の西副市長が県にお帰りになるという時点が見えてまいりましたので、そういう中で適任者がいないかということで、いろいろな方面にご相談もしておったわけですが、そういう中で大橋氏の推薦等もいただき、大変ありがたい話であるということで、時期を得たお話であるということであります。

また、この人となりにつきましては、議会事務局の秘書室長等もなさっておられましたので、県庁に出向いた際にはいろいろと議会そして議長室等にもお願いがありまして行った際に、いろいろと接しているところでございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号 始良市副市長の選任について議会の同意を求める件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第36号 始良市副市長の選任について、議会の同意を求める件を採決します。

この採決は会議規則第73条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は28人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に東馬場弘議員、上村親議員、玉利道満議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなすことになっております。

記載については、設置してあります記載台を使用願います。

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

1 番 本村議員

2 番 笹井議員

3番 湯元議員	4番 安田議員
5番 田口議員	7番 法元議員
8番 有馬議員	9番 森 議員
10番 和田議員	11番 竹下議員
12番 出水議員	13番 里山議員
14番 河東議員	15番 堂森議員
16番 東馬場議員	17番 上村親議員
18番 玉利議員	19番 神村次郎議員
20番 谷口議員	21番 隈元議員
22番 新福議員	23番 湯川議員
24番 堀 議員	25番 萩原議員
26番 小山田議員	28番 川原林議員
29番 森川議員	6番 湯之原議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。東馬場議員、上村議員、玉利議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 28票

有効投票 28票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 23票

反対 5票

以上のとおり、賛成多数です。

よって、議案第36号 始良市副市長の選任について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） 日程第23、議案第37号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

議案第37号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の「委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない」と規定されており、現在保護者である教育委員が空席でありますことか

ら、保護者の要件を満たす方の中から慎重に人選を進めてまいりました。

今回提案いたします三月田淳子氏は、お手元の参考資料に明記してありますとおり、鹿児島県立短期大学家政科を卒業後、鹿児島市医師会病院、鹿児島市甲南クリニックに勤務された後、平成17年から蒲生空手スポーツ少年団の指導者、18年から蒲生町及び始良市在宅福祉アドバイザーを務めるかわら、18年度は蒲生小学校のPTA副会長、20年度は蒲生町親子読書読み聞かせの会代表、20年から始良武術クラブ蒲生支部代表、21年度から蒲生町及び始良市文化協会理事など、永年にわたり芸術文化活動やスポーツ活動、PTA活動、福祉活動、親子読書活動にと、多種多様な分野で積極的に取り組みを実践しながら、各組織の活動展開にあつての中心的な役割を担っておられます。

このようなことから、人格、識見ともに本市の教育委員として最適任者と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第37号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は会議規則第73条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は28人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に神村次郎議員、谷口義文議員、隈元康哉議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(兼田勝久君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなすことになっております。

記載については、設置してあります記載台を使用願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村議員	2 番 笹井議員
3 番 湯元議員	4 番 安田議員
5 番 田口議員	7 番 法元議員
8 番 有馬議員	9 番 森 議員
1 0 番 和田議員	1 1 番 竹下議員
1 2 番 出水議員	1 3 番 里山議員
1 4 番 河東議員	1 5 番 堂森議員
1 6 番 東馬場議員	1 7 番 上村親議員
1 8 番 玉利議員	1 9 番 神村次郎議員
2 0 番 谷口議員	2 1 番 隈元議員
2 2 番 新福議員	2 3 番 湯川議員
2 4 番 堀 議員	2 5 番 萩原議員
2 6 番 小山田議員	2 8 番 川原林議員
2 9 番 森川議員	6 番 湯之原議員

○議長(兼田勝久君) 投票漏れはありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。神村次郎議員、谷口議員、隈元議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長(兼田勝久君) 投票の結果を報告します。

投票総数 28票

有効投票 28票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 28票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員です。

よって、議案第37号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意するこ

とに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（兼田勝久君） 日程第24、議案第38号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（笹山義弘君） 議案第38号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたします福元俊子氏は、本年5月13日で任期満了となりますので、同氏を2期目の教育委員に任命いたしたく同意を求めるものであります。

福元俊子氏は、お手元の参考資料に明記しておりますとおり、永年にわたり幼稚園教育や小中学校及び高等学校のPTA活動に熱心にかかわってこられました。

また、平成17年10月からは、旧始良町及び始良市の教育委員を担っていただく傍ら、教育分野の活動に限らず、福祉、ボランティア、社会教育文化活動などの幅広い分野で積極的に取り組んでおられます。このようなことから人格、識見ともに、本市の教育委員として最適任者と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第38号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第73条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は28人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に新福愛子議員、湯川逸郎議員、堀広子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなすことになっております。

記載については、設置してあります記載台を使用願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長氏名点呼・投票]

1 番 本村議員	2 番 笹井議員
3 番 湯元議員	4 番 安田議員
5 番 田口議員	7 番 法元議員
8 番 有馬議員	9 番 森 議員
1 0 番 和田議員	1 1 番 竹下議員
1 2 番 出水議員	1 3 番 里山議員
1 4 番 河東議員	1 5 番 堂森議員
1 6 番 東馬場議員	1 7 番 上村親議員
1 8 番 玉利議員	1 9 番 神村次郎議員
2 0 番 谷口議員	2 1 番 隈元議員
2 2 番 新福議員	2 3 番 湯川議員
2 4 番 堀 議員	2 5 番 萩原議員
2 6 番 小山田議員	2 8 番 川原林議員
2 9 番 森川議員	6 番 湯之原議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。新福議員、湯川議員、堀議員の開票立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 28票

有効投票 28票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 25票

反対 3票

以上のとおり、賛成多数です。

よって、議案第38号 始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（兼田勝久君） 日程第25、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第27、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（兼田勝久君） 議員の派遣について、会議規則第160条第2項の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。本会議中の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） ここでしばらく休憩します。

（午後4時54分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩中に引き続き、会議を開きます。

（午後4時54分開議）

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま発議第3号 東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議案、発議第4号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案と発議第5号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第3号、発議第4号、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第2、発議第3号 東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議案を議題にします。出水昭彦議員に趣旨説明を求めます。

○議長（兼田勝久君） ここでお諮りします。本日の会議は、あらかじめこれを延長いたします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 本日の会議は、あらかじめこれを延長いたします。

○12番（出水昭彦君） 登壇

それでは、決議案を読み上げて趣旨説明といたします。
東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議。

昨年3月11日、マグニチュード9.0という世界最大級の東日本大震災が発生し、東北地方を始め、東日本の広範囲にわたる地域が地震とそれに続く津波により我が国でかつてないほどの大きな被害を受けた。これまでも全国各地の多くの人々が被災地の復旧と復興に向けて取り組んでおり、本市でも宮城県女川町を中心に保健師を派遣するなどさまざまな形で復旧と復興に向けた支援を進めてきた。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが膨大ながれきの処理である。岩手、宮城、福島3県では、約2,253万tのがれきが発生し、1年経過した現在でも6%程度しか処理ができていない状況である。政府は、処理が進まないがれきのうち、県内処理を国が決められている福島県を除く岩手県の約11年分に当たる約476万t、宮城県の約19年分に当たる約1,569万tのうち401万tについて広域処理をすることとし、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、受入れが進んでないのが実情である。被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の協力によるがれきの1日も早い処理が求められている。がれきは、全国の自治体の協力と地元住民の合意と協力がなければ、この先十数年そのままの状態となる。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本市議会は、本市に対し科学的な知見により、放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えること。また、岩手県、宮城県のがれきについて情報を開示し、市民への説明責任を履行すること。国に対しては、広域処理の法律をつくらせること。残留放射性物質除去の確約をさせることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて、処理能力の範囲内で受入れを表明することを要請する。

以上、決議する。

平成24年3月27日、始良市議会。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○21番（隈元康哉君） 1点目、県が環境省を招き、がれき広域処理市町村対策説明会をどのように受けとめておられるかお伺いします。

2点目、説明を受け、判断し、決議をしても遅くはないかと思えます。決議を急がれる理由をお伺いいたします。

3点目、市民への説明をどのように考えておられるか伺います。

4点目、何の説明も受けず、安全性に対し市民への対応をどのように考えておられるか伺います。

5点目、議会が説明を受けての決議、説明を受けないでの決議をどのように考えておられるか伺います。

○12番（出水昭彦君） ただいまのご質疑につきまして、まず1点目の環境省を招き、そのがれき、広域処理の市町村の説明会、それをどのように受けとめておるかということでございます。

今回、3月29日に環境省の説明会が県で開催されるということでございますが、その主な趣旨は、広域処理の制度説明が中心というふうに新聞報道等で認識しております。

2点目でございました、その説明を受けて、判断し、決議をしても遅くはないかということですが、そのような見識等もあるかと思えますが、この決議の趣旨にのっとり、がれきの処理を進めるのが1日でも早いということが、早い復旧につながるというふうに考えております。

3点目が、市民への説明責任ということでございました。これも決議文の中に、市に対して、市民の理解を求めるということで、市への市民に対する説明責任をこの決議の中で求めておりますので、そのことで答えになるかと思っております。

4点目が、市民の方々が何も説明を受けてない状況で市民の対応、安全性に対しての市民への対応ということでございました。この何の説明というのが要するに県でございます環境省の説明ということであろうかと思いますが、その安全性の担保につきましては、私は提案者として考えておる点では、この科学的な知見、これを国等に求める、この決議でございますので、どこでどういう方法で科学的な安全な担保というものができるかということに関しましては、具体的な指摘というものは、専門家でない私につきましては、それはできないわけでございますが、国に対して、その確約を求めるということで市民に対しても説明ができるのではないかというふうに考えております。

5番目が、議会の説明を受けてでしたか、（「議会が説明を受けてでの決議、受けないでの決議」と呼ぶ者あり）ああ、はい、まずその県による環境省の説明というものが議会での議会に対する説明がなされた後の決議、なされてない状態での決議ということであろうかと思っておりますけれども、そのことに関しましては、先ほど1点目のご答弁で申し上げたように、今回の県で主催されるものが、制度の説明であるということで、このがれき処理に関する多くの問題点、残留放射性物質をどのようにするか、その科学的な見地というものもたくさん入っております。そういったものを熟知した上ということになりますと、やはり難しいところがあるかと思っておりますので、その説明というものは、どこまでの説明を議会が求めるかということにかかるというふうに考えております。

したがって、一貫して考えられることは、1日も早い復旧ということを私は望んで発議をいたして、その件につきまして今回この場で本会議で皆様のご同意を得て、その議決によりまして始良市議会の態度というものが明らかになるというふうに考えております。

ご答弁にならない点も多々ありましたが、答弁といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） この震災のがれき処理は、全国民で分かち合う、そして、助け合うという気持ちは皆さんと全く変わりません。

が、しかし、このことについては、慎重さが欠けているという観点でお尋ねするんですが、この決議の中ほど、1年経過した現在でも6%程度しか処理ができていない状況であるということがありますが、この6%しか処理ができておらないという原因をどのように認識されておられますか。

それと、県内、今のところ19の市町村が受け入れはなかなか難しいと、さまざまな問題があるということで、そのほかにきちっと県内及び、まあ県内でいいです、県内の市町村がどのような今状況であるのかというのを調べになったのかどうか、この2点をお知らせください。

○12番（出水昭彦君） ご答弁申し上げます。

がれきの処理が1年度経過した中で6%しか処理できていない、そのことをどのように受けとめておるかということでございます。

なかなか進んでない状況というものを考えてからこそその決議を提出という側面がございます。現在、国が広域処理につきまして、全国の自治体に依頼をするという段階にあるかと思っております。ある被災

地におきましては、その処理施設等も被災して、その処理が進まないという状況にあるということでございます。そういったものを総体したもので6%しか処理が進んでおらないというふうに考えます。被災地であるからこそ処理が進まないものを、被災していない全国の他自治体がお手伝いをするという考え方で決議の提出というふうに考えております。

次の19市、県内で受け入れが難しいということでございます。

私もつぶさにその市に問い合わせたわけではございませんが、新聞等を見まして報道等で知り得た範囲では、昨日県議会あるいは阿久根市議会が全会一致、賛成多数という形で決議された、いちき串木野市も9対6という僅差であります。賛成多数という形で決議をされた。鹿児島市に至りましては、少し受けとめ方が違われるようでございますけれども、決議案に関しましては全会派の賛同をもって提出できないと決議案を提出しないというような独自のルールを持っておられるようですので、その考え方であろうかと思えます。その他の自治体につきましては、議会の考え方が表面に出てきているところが、そう多くはございませんが、執行当局の立場としては、実質いろいろ課題としてこなさなければならないところがあるので、簡単に受け入れますということを表明するということはできないというような慎重なところが多いというふうには理解しております。

しかしながら、それぞれの他の市町がどのような考え方を示されるかは、十分我々も考慮しなければならない点ではございますが、自治体としてはそれぞれ独立したものであるわけでございますので、始良市といたしましては、受け入れるということを協力するという形を姿勢を決議という形であらわしていくということも必要なのではないかとこのように考えまして提案しております。

○29番（森川和美君） はい、わかりました。それでは、市のほうでは50t前後は受け入れが可能という説明がありましたが、提案者はこの50tの処理が、受け入れが、果たして受け入れの量になるのかどうか、そこらをどのように判断されてますか。

それと、この環境省が出されている災害廃棄物の受け入れについてという内容のところ、処理が進んで広域処理を頼むということな形ですが、その中で、阪神淡路大震災の際には、兵庫県で発生した可燃性の災害廃棄物のうち、約14%は県外で焼却され埋め立てされましたということで、今回もぜひ全国の自治体をお願いされているような感じですが、この阪神大震災のがれきと今回のがれきは全く違うんですね。だからそういったことも含めて、やはり慎重に慎重にすべきだと、このことは後ほど反対討論でもるるやりますけれども。

それと、全国の自治体が、まだここ半年、1年近くで受け入れができるできないが決まっていくと思うんですね。あるいは受け入れる量の問題。それがかえってこの処理をおくらせるんですよ。途中からまた住民から反対を受けられたり撤回したり、いろいろなことで、どこにどれだけこのものを何で運ぶか、そこらが非常に時間がかかり過ぎるんです、あまりにもあちこち手を上げられたら。そういうこともあらゆる角度から検討されたかということをお尋ねいたします。

○12番（出水昭彦君） はい、私どもは全員協議会の中で、始良市として処理できる量が年間50tであるということをお伺いしました。ただいま議員が申されるように、その量が少ないということではあるわけでございますが、新潟中越沖地震の際に、これは規模等が違うから比較にならないというご議論もあろうかと思いますが、その際に出ました廃棄物に関しましては、川崎市が数十tという量で受け入れておられるということでございます。多い少ないという量的なことでは、当然図

られるわけではございませんが、受け入れられる最大限のものでも、それが少ないにしろ最大限のものを受け入れるということで、それが全国の自治体で少しずつということが大きな数につながっていくというふうに考えますので、たとえ50 tということでも、やはり受け入れられるものはそのように願いたいというように思っております。

阪神大震災と違うということでございます。

阪神大震災と何が違うかといいますと、もちろん福島原発の放射性廃棄物だと思いますけども、今回国が求めているものは、福島のそのいわゆる放射性物質を含んでおるものではなくて、宮城、岩手のその他の普通一般廃棄物である。また、その一般廃棄物に関しましても、放射性残留物の測定等はやって、そういう危険度のない安全性のあるものの受け入れ先を全国に求めているというふうに理解しております。

また、住民からのご意見、反対意見等で二転三転することもあり得るというご懸念でございます。住民のご意見というものも当然今後このことに関しまして、市内でいろいろな議論がなされてくるかもしれません。それはもう当然のことと受けとめております。

と申しますのは、どのような事柄に関しましても、やはり賛成する立場のご意見、反対する立場のご意見もあろうかと思えます。しかし、そういったものに関しましては、我々議員といたしまして、この議決の中でその責任というものを行使しておっていくということになろうかと思えます。当然、今後私も批判、非難されることもあろうかと思えますが、そのときの判断ということで、私はその方々に関しましてはお答えしていきたいというふうに考えております。

○29番（森川和美君） もう1点、この放射能の計測学の専門家、大学名は忘れましたが大学の教授が新聞にも掲載しておりましたが、政府のいわゆる放射能計測が、あまりにも瞬間、あちこち測らんにならんから忙しいでしょうから、計測があまりにも簡単過ぎて、そして数値が低い低い低いというのをPRされておるようですが、新聞にも一般投稿にもありましたように、ほとんど放射能はほんのわずかなものであっても、きれいなところの各地域まで、ごく微量ではありますけども、全国的に放射能をばらまくようなことにも懸念がされるということなんですが、そこらはどうにお考えでしょうか。

○12番（出水昭彦君） この残留放射能の数値につきましては、私正直に申し上げまして、年間何ミリシーベルトとか、あるいはセシウムの濃度の何百ベクレルという数値がどのような意味を持つかということさえ（「わからんのでしょう」と呼ぶ者あり）理解しがたいところにあります。それが正直なところの感想でございます。

そのことに関しましては、国に安全性を求める今回の決議文の中にも、それでしか言うことができないわけでございますが、例えば、私が今回考えてました点に関しましては、予防接種で各種予防接種を始良市も実施しておるわけでございます。その医学的な知識というものは、多分に深くは持ち合わせてはおりませんが、その予算等に関しましては議決をする。当然その安全性というものを行政当局で確認して実施してくださいという意味合いで、その難しい医学的見地のものについても判断を下しております。

それと同等、この放射性物質に関しましても、専門知識は持ち合わせておらないわけですけども、高いその制度の安全性を確認できるようにということを求めていく、それでしか私に対応できること

はできないのではないかとというふうに考えております。例として適切ではなかったかもしれませんが、そのように理解しております。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

○21番（隈元康哉君） 何の説明も受けず決議した場合、議員は内容を理解したつもりが、市民の方は県の説明会があるのに、何の説明も受けず議会が決議したとなり、議会の信頼性はなくなるので反対の立場で討論いたします。

私はがれき受入れには賛成です。ただし、物事を決めるときは、説明を受けてから判断し決めるのがルールです。鹿児島県は環境省のがれき広域処理市町村対象説明が3月19日に行われます。県議会も環境省の説明を受けてからの決議です。始良市議会も県の説明が終わり、執行部に説明会を申し入れし、判断し、決議しても遅くない。また、決議を急ぐ理由もなく、説明会の必要性を強調し、今回の決議には反対し、反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ただいまのは反対者の発言でありましたので、次は、原案に賛成者の発言を許します。

○25番（萩原哲郎君） 東日本大震災でがれきの受入れに関する決議に賛成の立場で討論いたします。

鹿児島県県議会も26日の定例会最終本会議で広域処理の推進に関する決議と意見書を全会一致で可決しました。がれき処理が済まないことが被災地の復興復旧の障害となっています。がれきの処理なくして、被災地の真の復興復旧はあり得ません。今もなお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされている。被災地の方々の苦悩を思うと、日本国民である以上被災地の問題は国の責任であり、全国民の協力で手助けするのが義務であります。生活の再建を早めるためにも、1日も早いがれき処理を急ぐことが先決であります。

処理に当たっては、放射性セシウム濃度が不検出または低レベルで安全性が確認されたものに限定されています。空間放射線量で見ても、岩手県と宮城県の沿岸部は関東圏の放射線量と比較しても高くないこともわかっております。処理による焼却灰も最も厳しい条件での評価であり、処分場周辺の影響は0.01ミリシーベルト以下であり、人体への影響は無視できるという判断も出ております。放射性濃度を測定し安全性を確認するとともに、モニタリング実施されるとのことであります。

災害廃棄物の処理は徹底的な安全管理のもとで実施されることから、東日本大震災で発生したがれき受入れに関する決議に賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案反対者の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 私は基本的には困ったことをお互いに助け合うと、そういう考え方は持ち合わせているつもりですが、先ほど提案者の言葉にもありましたように、専門的な知識を持ち合わせていない、自分でも説明に努力をするということでしたけれども、私この放射能の問題は非常に心配されていることだろうと思います。がれきは、いわゆる震災によるがれきが岩手県で、年間に岩手県で46万tしか処理ができない、11年かかると。宮城県で年間84万t、19年かかると。そういうことです。

しかし、この放射線量を見ると、東北のこれ環境省の資料ですが、空間線量も問題ないと言われてます。で、240から480ベクレルのセシウムの濃度のものを焼却したときに、0.011ミリシーベルトで、これも問題ないと言われてますが、問題は、先ほどの提案者からありましたように、専門的な知識を持ち合わせていないということですが、この福島の、日本のこの65年前にありました原爆投下によるものは大体わかっています。今回起きた発電所から出た放射線は、なかなかどうなるのかわかりません。はっきり言えないんですね。で、まだ始まったばかりであります。

で、水俣の問題に詳しい原田正純さん、宮之城の方ですが、今もずっと水俣問題にかかわっておられますが、この問題で問題になったのは、企業責任です。国の責任です。いまだに患者が出てくる。この現実を見たときに、この人は言われていますが、福島のこの原発の問題はまだ始まったばかりだと。今からどうなるか、どうなる、どう展開をするかわからないというのが被爆の実態だと思います。

で、私は県議会の方とお話しをしました。12月にこの方ががれきを受け入れたらどうかと一般質問をされました。そしたら、子どもを抱えている人たちとか放射能に対する不安をお持ちの方が相当訪れて、ぜひ心配だと、不安だということを訴えられたそうです。先日またその方とお会いしました。議会に行って聞いてみましたが、陳情書が出ていました。子どもをお持ちの方が十数人お出でになって、心配だと、不安だと、そういうことを訴えておられました。私たちはこれを決議するということは、市民に向かってやっぱり心配ないと、そのことを訴えなけりゃならないと思うんです。で、市当局も安心だよということを訴えなけりゃならないと、それができるかという話。私はできないと思います。

で、静岡県で初めて、日本で初めて受け入れを決めた島田市があります。ここは結構反対の人たちもおられます。で、ここは放射性物質の濃度をこのまち独自で決めているんですね。1kgあたりに、クリアランスレベルを100ベクレル以下のがれきに限って受け入れると、そういう、これは相当なやっぱり不安に思っている人たちが心配をして、その中でこういう議論があって線量をされたんだと思います。そして、この人たちは、これは岩手県の山田に自治会の人たちを研修に連れて行っています。そういうことをしながら納得をさせながらされています。

私はやっぱり市民理解を得るといのは大変なことだろうと思います。議会としても市民理解を得る努力をしなければならぬ、市当局はなおさらです。その努力は私は少しできがたいと思っています。それから、受け入れ能力です。これ受け入れ能力は前回市の当局から説明がございました。で、県は少量だからという話でしたが、受け入れ能力はないのに、今やっぱり基本的には私も賛成ですけ

れども、今やっぱりこの決議をする必要はあるのか、そのことを考えます。やっぱり慎重な検討を姿勢を保つべきだと、そういうことで思っています。私は反対の立場で討論をします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案賛成者の発言を許します。原案賛成者ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

○29番（森川和美君） 私もこのことにだけは慎重に慎重にやるべきだという前置きをして、先ほど質疑の中にも申し上げましたように、本市もこの中にもありますように、宮城県の女川町に保健師を派遣したり、あるいは派遣先は忘れましたが消防職員を派遣したり、あるいはまた市民1人あたり100円でしたかね、金銭的にも予算を組んで援助しておるし、また、市内の各団体、個人的にも相当、私も大体五、六回のところに援助金を出しておりますけれども、そういうことでそのようなことがなければ、ちょっと肩身の狭いのもあるのですが、そのようなことを精いっぱいやっておると。

と同時に、このあちこちのがれきの表面はほとんど放射能が検知されないかもしれませんが、底の底はどれだけのいわゆる数値が出るか、これはもうなかなかわからないと思う、びっくりするような数値が出るかもしれないんですよ。そういうことも含める。

そして、先ほど申し上げたように、どこのものをどこにどれだけ何で輸送するか、そして、恐らくコンテナ、あるいは船で運ぶことが予測されるのですが、今度はそれをどのような形で本市が受け入れに行くかですね、そのようなことも大きなたぐさんの問題があるわけです。

あるいは、また、これを決議した後にあちこちで反対が起こって撤回をされた市町も二、三カ所ございます。そういったことも含めて議会がこの問題に限っては、市のほうにあまり圧力をかけるべきではないと、そういうことを含め、そして、また、先ほど同僚議員にもありましたように、ほかの決議、意見書ならそう慎重さをかけんでもいいですが、このことについてだけは、まだ県全体でも態度を表明してないところもございますし、全国でもほんのわずか受け入れをきちっと表明し、決議、意見を出しているところは、あるいはまた、そこの首長が受け入れるというところは、ほんのわずかなんですよね。まだ始まったばかり。そういった総合的な観点から、もう少し慎重さに議論、審議をしながら今回これを必ずしも決議、意見を出す必要はないという観点で反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。発議第3号 東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第3、発議第4号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案を議題にします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第4号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第4号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 追加日程第4、発議第5号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書案を議題にします。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから採決します。発議第5号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第5号 骨格提言を尊重する障害者総合福祉法の制定を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成24年第1回始良市議会定例会を閉会します。

（午後5時38分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員